



福島医発第 2121 号（地）

平成 26 年 10 月 30 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

（公印省略）

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための
関係法律の整備等に関する法律」の一部の施行について

今般、厚生労働省医政局長より都道府県知事宛に標記通知が発出された旨、日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

本件は、先般成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療介護総合確保推進法）のうち、10月1日に施行される事項等について、了知・周知方を依頼するものです。また、施行に伴い、関連する政省令（整備政令・整備省令）が公布されるとともに、関連する告示（報告方法告示・勤務環境改善告示）がなされております。

今回施行分に関連する主な規定のうち、病床機能報告制度に関する規定については、病床の機能の区分・報告事項・報告方法・報告方法の変更・厚生労働大臣による情報提供の求め・国の開設する病院等の特例について示されておりますのでご確認ください。（病床機能報告制度の報告方法や今後のスケジュール等については、平成 26 年 9 月 19 日付け福島医発第 1731 号（地）並びに平成 26 年 10 月 30 日付け福島医発第 2120 号（地）も併せてご参照いただければと存じます。）

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、医療従事者の確保等、臨床修練及び臨床教授等及び持分なし医療法人への移行に関する計画に係る厚生労働大臣の認定については、いずれも日本医師会より関連通知があり次第、貴会宛順次通知いたしますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

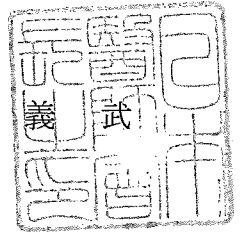
地域保健担当理事 白石恒明
会長 廣瀬真恵

平成26年10月15日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉



「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための
関係法律の整備等に関する法律」の一部の施行について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

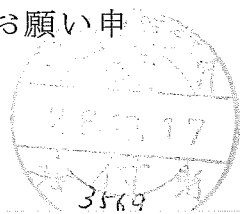
さて今般、厚生労働省医政局長より都道府県知事宛に「「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の一部の施行について」の通知が発出されるとともに、本会に対しても了知方依頼がありました。

本件は、先般成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(医療介護総合確保推進法)のうち、10月1日に施行される事項等について、了知、周知方を依頼するものであります。また、施行に伴い、関連する政省令(整備政令・整備省令)が公布されるとともに、関連する告示(報告方法告示・勤務環境改善告示)がなされております。

今回施行分に関連する主な規定のうち、病床機能報告制度に関する規定については、病床の機能の区分・報告事項・報告方法・報告方法の変更・厚生労働大臣による情報提供の求め・国の開設する病院等の特例について示されております。本通知をご確認いただくとともに、報告方法や今後のスケジュール等については、平成26年9月16日付で貴会宛にお送りした「病床機能報告制度専用ホームページの立上げ及び疑義照会窓口の設置等について」等も併せてご参照いただければと存じます。

また、医療従事者の確保等、臨床修練及び臨床教授等及び持分なし医療法人への移行に関する計画に係る厚生労働大臣の認定については、いずれも関連通知を本会より貴会宛に順次送付いたします。

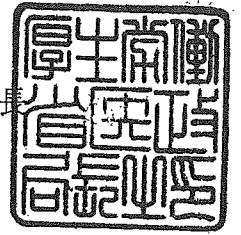
つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますとともに、貴会管下関係機関等への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。



医政発 0926 第 6 号
平成 26 年 9 月 26 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための
関係法律の整備等に関する法律」の一部の施行について

標記について、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

平成26年9月26日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の一部の施行について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）のうち、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）の一部改正等については、既に本年6月25日から施行され、その旨の周知を「『地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律』の一部の施行等について」（平成26年6月25日付、医政発0625第1号・社援発0625第1号・老発0625第1号）において、お願いしたところです。

医療介護総合確保推進法のうち、①医療法（昭和23年法律第205号）の一部改正（病床機能報告制度に関する規定、医療従事者の確保等に関する規定）、②外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律（昭和62年法律第29号）の一部改正（臨床修練及び臨床教授等に関する規定）、③良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）の一部改正（持分なし医療法人への移行に関する計画についての厚生労働大臣の認定に関する規定）等については、本年10月1日から施行されます。

これに伴い、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（平成26年政令第314号。以下「整備政令」という。）及び「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（平成26年厚生労働省令第108号。以下「整備省令」という。）が本年9月25日付けで公布され、また、「医療法施行規則第30条の33の6第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法を定める件」（平成26年厚生労働省告示第362号。以下「報告方法告示」という。）が本年9月25日付けで告示され、さらに、「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針を定める件」（平成26年厚生労働省告示第376号。

以下「勤務環境改善告示」という。)が本日付けで告示されました。

これらの趣旨、内容等は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、管下の政令指定都市、保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 病床機能報告制度に関する規定

1 病床の機能の区分

医療法第30条の12第1項の「病床の機能に応じ厚生労働省令で定める区分」の名称及び内容は、以下の通りとすること。(整備省令第1条の規定による改正後の医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「新規則」という。)第30条の33の2関係)

- (1) 高度急性期機能(急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、診療密度の特に高い医療を提供する機能をいう。)
- (2) 急性期機能(急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能((1)に該当するものを除く。)をいう。)
- (3) 回復期機能(急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた、医療又はリハビリテーションの提供を行う機能(急性期を経過した脳血管疾患、大腿骨頸部骨折その他の疾患の患者に対し、ADL(日常生活における基本的動作を行う能力をいう。)の向上及び在宅復帰を目的としたリハビリテーションの提供を集中的に行うものを含む。)をいう。)
- (4) 慢性期機能(長期にわたり療養が必要な患者(長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む。)、筋ジストロフィー患者、難病患者その他の疾患の患者を含む。)を入院させる機能をいう。)

2 報告事項

一般病床又は療養病床を有する病院又は診療所(以下「病床機能報告対象病院等」という。)の管理者は、以下の事項を報告するものとする。

(1) 病床の機能

- ① 基準日(報告を行う日の属する年の7月1日)における病床の機能(医療法第30条の12第1項第1号及び新規則第30条の33の3関係)
- ② 基準日から6年間が経過した日における病床の機能の予定(以下「基準日後病床機能」という。)(医療法第30条の12第1項第2号及び新規則第30条の33の4関係)

(2) 病床の機能以外の報告事項

- ① 病床機能報告対象病院等に入院する患者に提供する医療の内容（医療法第30条の12第1項第3号及び報告方法告示の表第1欄第5号から第14号まで関係）
- ② 構造設備及び人員の配置その他必要な事項（医療法第30条の12第1項第4号、新規則第30条の33の5及び報告方法告示の表第1欄第3号及び第4号関係）

3 報告方法

- (1) 病床機能報告対象病院等の管理者は、1年に1回、10月1日から同月31日までに報告を行うものとする。こと。（新規則第30条の33の6第1項関係）
ただし、平成26年の報告については、10月1日から11月14日までに報告を行うものとする。こと。（整備省令附則第2項関係）
- (2) 病床機能報告対象病院等の管理者は、報告方法告示の表第1欄に掲げる報告内容（病床の機能、構造設備及び人員の配置その他必要な事項、入院患者に提供する医療の内容）に応じ、同表の第2欄に掲げる報告単位（病棟、病院又は診療所）を基本として、同表の第3欄に掲げる報告方法（ファイル等に記録する方法、レセプト情報による方法）により、報告を行うものとする。こと。（新規則第30条の33の6第1項及び報告方法告示関係）
- (3) 上記(2)の「ファイル等に記録する方法」とは、厚生労働大臣の委託を受けて報告の内容その他の必要な情報について管理及び集計を行う者（以下「受託者」という。）を経由する方法（当該受託者への報告は、インターネット上で報告する方法、CD-R等の電子記録媒体を郵送する方法、書面を交付する方法により行うものとする。）をいうものとする。こと。（新規則第30条の33の6第2項関係）
- (4) 上記(2)の「レセプト情報による方法」とは、受託者を経由する方法（当該受託者への報告は、病床機能報告対象病院等が提出する電子レセプトデータによる情報から、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）の枠組みを活用して行われるものとする。）をいうものとする。こと。（新規則第30条の33の6第3項関係）

4 報告事項の変更

- (1) 病床機能報告対象病院等の管理者は、地域における医療の需要の実情その他の実情を踏まえ、報告した基準日後病床機能と異なる病床の機能に係る医療の提供が必要と判断したときには、速やかに、当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に、基準日後病床機能の変更を報告する

ものとする。こと。（医療法第30条の12第2項及び新規則第30条の33の7第1項関係）

(2) 上記(1)の変更の報告については、報告方法告示で定めるところによるものとする。こと。（新規則第30条の33の7第2項関係）

5 厚生労働大臣による情報提供の求め

厚生労働大臣は、地域における病床の機能の分化及び連携等に関する基本的な事項を定めるために必要があると認めるときは、病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、受託者を經由して、ファイル等に記録する方法又はレセプト情報による方法により受託者に報告された情報の提供を求めるものとする。こと。（医療法第30条の3の2及び新規則第30条の27の2関係）

6 国の開設する病院等の特例

刑事施設等の中に設けられた病院又は診療所及び皇室用財産である病院又は診療所（宮内庁病院）については、病床機能報告制度に関する医療法の規定は、適用しないものとする。こと。（整備政令第1条の規定による改正後の医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条第2項及び第3項関係）

第二 医療従事者の確保等に関する規定

1 医療従事者の勤務環境の改善に関する事項

(1) 都道府県が、医療従事者の勤務環境の改善に関する事務の全部又は一部を委託することができる「厚生労働省令で定める者」について、当該事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めた者とする。こと。（医療法第30条の15第2項及び新規則第30条の33の8関係）

(2) 病院又は診療所における医療勤務環境改善マネジメントシステム（病院又は診療所において、医療従事者の勤務環境の改善に関して、①管理者による改善方針の表明、②勤務環境改善の実施に係る体制の整備、③勤務環境に関する現状の分析、改善目標の設定、改善計画の作成、④改善計画の実施、⑤改善目標の達成状況及び改善計画の実施状況の評価、⑥評価の結果を踏まえた改善目標及び改善計画等の見直しを体系的かつ継続的に実施する、一連の自主的活動に関する仕組みをいう。）の実施に関し、各段階で取り組むべき事項を示すこと。

また、勤務環境改善告示第2条第2号に規定する厚生労働省医政局長が定める手引書は、「医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境改善マネジメントシステム導入の手引き」（平成26年3月「医療従事者の勤務環

境の改善に向けた手法の確立のための調査・研究班」とすること。（勤務環境改善告示関係）

2 地域における医師の確保に関する事項

都道府県が、病院及び診療所における医師の確保を図るための事務の全部又は一部を委託することができる「厚生労働省令で定める者」について、当該事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めた者（ただし、職業紹介事業又は労働者派遣事業の事務を委託する場合にあっては、あらかじめ、当該事業の許可を受け又は届出書を提出した者に限る。）とすること。（医療法第30条の19第3項及び新規則第30条の33の10関係）

第三 臨床修練及び臨床教授等に関する規定

1 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行令（昭和62年政令第363号）の一部改正（整備政令第2条関係）

（1）題名に関する事項

題名を「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行令」に改正すること。

（2）手数料に関する事項

臨床教授等の許可の申請並びに臨床修練及び臨床教授等の許可の有効期間の更新の申請に当たって納付する手数料の額を、現行の臨床修練の許可申請に係る手数料の額と同様、15,300円（電子情報処理組織を使用する場合にあっては、15,100円）と定めること。

2 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行規則（昭和62年厚生省令第47号）の一部改正（整備省令第2条関係）

（1）題名に関する事項

題名を「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行規則」に改正すること。

（2）臨床修練病院等の指定に関する事項

臨床修練病院等の指定を受けることができる診療所は、臨床修練病院等の指定を受けている病院と緊密な連携体制が確保された診療所とし、指定を受けるに当たっては、連携する病院の管理者による同意書を厚生労働大臣に提出しなければならないものとする。

（3）臨床教授等病院の指定に関する事項

臨床教授等病院の指定を受けることができる病院として、①大学附属病

院、②特定機能病院、③国立高度専門医療研究センター、④臨床教授等病院の指定を受けている病院と緊密な連携体制が確保された病院を定めるとともに、④の病院が指定を受けるに当たっては、連携する病院の管理者による同意書を厚生労働大臣に提出しなければならないものとする。

(4) 臨床教授等の実施状況の報告に関する事項

臨床教授等病院の長は、毎年4月30日までに、その前年度の臨床教授等の実施状況を厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。

(5) 入国前に臨床修練等の許可を受けることができる者に関する事項

本邦に入国する前に臨床修練又は臨床教授等の許可を受けることができる者として、在留資格認定証明書が交付されている者を定めること。

(6) 臨床教授等許可証に関する事項

臨床教授等許可証の様式を定めるとともに、臨床教授等外国医師等が臨床教授等を行うときの臨床教授等許可証の着用義務を定めること。

(7) 各種申請手続に関する事項

①臨床教授等の許可の申請手続、②臨床修練及び臨床教授等の許可の有効期間に係る更新の申請手続、③臨床教授等許可証の書換え交付及び再交付の申請手続として、申請書の様式や必要な添付書類等を定めること。

(8) 総括臨床教授等責任者に関する事項

臨床教授等病院の長は、当該病院における臨床教授等の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、臨床教授等責任者のうちから1人を総括臨床教授等責任者として選任するものとする。

第四 持分なし医療法人への移行に関する計画に係る厚生労働大臣の認定に関する規定

1 持分なし医療法人へ移行する際の、①移行計画に関する厚生労働大臣の認定の申請手続、②移行計画の変更に関する厚生労働大臣の認定の申請手続として、申請書の様式や必要な添付書類等を定めること。（新規則附則第56条から第58条まで関係）

2 厚生労働大臣が移行計画の認定を取り消すことができる場合として、不正の手段により移行計画の認定を受けたことが判明したとき等を定めること。（新規則附則第59条関係）

3 移行計画の認定を受けた医療法人は、認定を受けた日から起算して1年を経過するごとの日から3ヶ月を経過するまでに計画の実施状況を厚生労働大

臣に報告するほか、移行計画の認定を受けた旨等の定款の変更の認可を受けた場合又は出資者の持分の放棄その他の処分があった場合は、当該認可又は処分の日から3ヶ月を経過するまでにその旨を厚生労働大臣に報告することとし、報告書の様式や必要な添付書類を定めること。（新規則附則第60条関係）

第五 その他

1 厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）の一部改正（整備政令第2条関係）

医政局医事課及び医政局歯科保健課の所掌事務として、外国医師の臨床教授等及び外国歯科医師の臨床教授等に関する事務をそれぞれ加えること。

2 厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）の一部改正（整備省令第6条関係）

医政局医事課試験免許室の所掌事務として、臨床教授等に関する事務を加えること。

3 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）の一部改正（整備省令第4条関係）

臨床教授等の許可を受けた外国医師及び外国歯科医師が記載する診療録について、電磁的方法による保存を認めるものとする。



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 貿易保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三一一)
- 貿易保険法施行令の一部を改正する政令(三一二)
- 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(三二三)
- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(三三四)
- 〔省 令〕
 - 電波法施行規則等の一部を改正する省令(総務七四)
 - 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(厚生労働一〇八)

〔告 示〕

- 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く)を定める件の一部を改正する件(総務三二六)
- 登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件(同三二七)
- 登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件(同三二八)
- 電波法施行規則第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、同項第一号及び第三号の無線局に使用させる電波の周波数を定める件(同三二九)
- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件(同三三〇)
- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件(同三三一)
- 政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件(同三三二)
- 政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件(同三三三)

〔公 告〕

- 政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件(同三三四)
- 医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法を定める件(厚生労働三六二)
- 租税特別措置法施行規則第二十三条の十二の二第三項、第二十三条の十二の三第一項及び第二十三条の十二の五第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類(同三六三)
- 諸事項
 - 裁判所
 - 破産、免責関係
 - 特殊法人等
 - 独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、東日本高速道路株式会社社料金の額及び徴収期間の変更、型式適合認定、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係
 - 地方公共団体
 - 公債抽せん(東京都区)、行旅死亡人関係
 - 会社その他
 - 会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

- ◇貿易保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第三一一号)(経済産業省)
 - 貿易保険法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第一九号)の施行期日は、平成二十六年一月一日とする。
- ◇貿易保険法施行令の一部を改正する政令(政令第三一二号)(経済産業省)
 - 1 用語の定義
 - この政令において、「輸出契約」等とは、それぞれ貿易保険法(昭和二十五年法律第六七号)に規定する輸出契約等とすることとした。(第一条関係)
 - 2 輸出契約等の定義
 - 普通貿易保険等の対象となる輸出契約等において定められていることが必要な事項を定めることとした。(第一条の二関係)
 - 3 独立行政法人日本貿易保険が本邦法人を相手方として再保険を引き受ける保険
 - 独立行政法人日本貿易保険が本邦法人を相手方として再保険を引き受ける保険は、輸出者が外国において実施される為替取引の制限又は禁止等によって貨物を輸出することができなくなったことにより受ける損失等を保険契約で定める一定額を限度として填補する保険等とすることとした。(第一条の三関係)
 - 4 普通貿易保険
 - 普通貿易保険の対象は、輸出者等が保険契約の締結後生じた外国における戦争、革命又は内乱により輸出貨物等の保管又は維持に要する費用等を新たに負担すべきこととなったことにより受ける損失とすることとした。(第一九条関係)
 - 5 出資外国法人等貿易保険
 - (一) 出資外国法人等が貨物を販売等した場合に外国において実施される為替取引の制限又は禁止等によって当該貨物の代金等を回収することができないことにより受ける損失に係る出資外国法人等貿易保険の対象となる貨物は、設備(航空機及び船舶を含む)並びに石油、可燃性天然ガス、石炭及び金属鉱物とすることとした。(第二〇条関係)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年九月二十五日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

政令第三百十四号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六條、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）第二十一條の七第一項において準用する同法第三條第九項及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七條第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（医療法施行令の一部改正）

第一条 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「並びに第十四條の二第一項第一号」を「第十四條の二第一項第一号に改め、「第二号」の下に「並びに第三十條の十二」を加え、「適用しない」を「適用しない」に改め、同条に次の一項を加える。

3 皇室用財産である病院又は診療所については、法第三十條の十二の規定は、適用しない。

第五條の二第二項中「同條第二項第十一号」を「同條第二項第十二号」に改める。

第五條の十二及び第五條の十五中「第五十七條第四項」を「第五十七條第五項」に改める。

（外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百六十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律施行令

第一条中「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律」を「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律」に改める。

第二条中「第三條第八項」を「第三條第九項（法第二十一條の七第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第三条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二百八十七号中「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律」を「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第四条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十三條第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）の規定による外国看護師等（外国において救急救命士に相当する資格を有する者に限る。）の臨床修練に関すること。

第三十五條第三号を次のように改める。

三 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律の規定による外国医師及び外国看護師等（外国において診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士又は言語聴覚士に相当する資格を有する者に限る。）の臨床修練並びに外国医師の臨床教授等に関すること。

第三十六條第三号を次のように改める。

三 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律の規定による外国歯科医師及び外国看護師等（外国において歯科衛生士又は歯科技工士に相当する資格を有する者に限る。）の臨床修練並びに外国歯科医師の臨床教授等に関すること。

第三十七條第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律の規定による外国看護師等（外国において助産師又は看護師に相当する資格を有する者に限る。）の臨床修練に関すること。

附 則

この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 塩崎 恭久

○厚生労働省令第百八号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十六年九月二十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令
（医療法施行規則の一部改正）

第一条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中 第一章 医療に関する選択の支援等（第一条―第一条の十）を第一章の二
第二章の二 医療の安全の確保（第一条の十一―第一条の十三）を第二章の三
第三章の三 病院、診療所及び助産所の開設（第一条の十四―第七条）を第三章の四

則（第一条）

医療に関する選択の支援等（第一条の二―第一条の十）

に、「第四章の二 医療計画（第三十

医療の安全の確保（第一条の十一―第一条の十三）

病院、診療所及び助産所の開設（第一条の十四―第七条）」

条の二十八―第三十条の三十三）を「第四章の二 基本方針（第三十条の二十七の二）
第四十条の二の二 医療計画（第三十条の二十八―第三十条の
三） 地域における病床の機能の分化及び連携の

推進（第三十条の三十三の二―第三十条の三十三の七）」
に、「第三十条の三十三の二」を「第三十

条の三十三の八―第三十条の三十三の十」に改める。

第一条の二を第一条の二とする。

第一条中「医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）を「法」に改め、同条

第一章の三を第一章の四とし、第一章の二を第一章の三とし、第一章を第一章の二とし、同章の

前に次の一章を加える。

第一章 総則

第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第一条の二第二項の厚生労働

省令で定める場所は、次のとおりとする。

一 老人福祉法（昭和三十一年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム

二 老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム

三 老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム

四 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム

五 前各号に掲げる場所のほか、医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であつて、

法第一条の二第二項に規定する医療提供施設以外の場所

第九条の二第二項第六号ハを削る。

第三十条の三十三の二第二項中「第三十条の十二第二項第八号」を「第三十条の十七第一項第八

号」に改め、同条第二項中「第三十条の十二第二項」を「第三十条の十七第一項」に改め、「昭和六

十年法律第八十八号」の下に「。次条において「労働者派遣法」という。」を加え、同条第三項中第

三十条の十二第二項を「第三十条の十七第一項」に改め、第四章の三中同条を第三十条の三十三

の九とし、同条の前に次の一条を加える。

第三十条の三十三の八 法第三十条の十五第二項の厚生労働省令で定める者は、同条第一項各号に

掲げる事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めた者とする。

第四章の二を第四章の三とし、同章の次に次の一章を加える。

第四章の三 地域における病床の機能の分化及び連携の推進

（病床の機能の区分）

第三十条の三十三の二 法第三十条の十二第二項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げ

るとおりとし、その定義は当該各号に定めるとおりとする。

一 高度急性期機能 急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、診療密度の

特に高い医療を提供するもの

二 急性期機能 急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、医療を提供する

もの（前号に該当するものを除く）

三 回復期機能 急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた医療又はリハビリテーションの

提供を行うもの（急性期を経過した脳血管疾患、大腸骨関節部骨折その他の疾患の患者に対し、

ADL（日常生活における基本的動作を行う能力をいう。）の向上及び在宅復帰を目的としたリ

ハビリテーションの提供を集中的に行うものを含む）

四 慢性期機能 長期にわたり療養が必要な患者（長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重

度の意識障害者を含む）、筋ジストロフィー患者、難病患者その他の疾患の患者を含む。）を入

院させるもの

（法第三十条の十二第二項第一号の厚生労働省令で定める日）

第三十条の三十三の三 法第三十条の十二第二項第一号の厚生労働省令で定める日は、同項の規定

(法第三十条の十二第一項第二号の厚生労働省令で定める期間)
第三十条の三十三の四 法第三十条の十二第一項第二号の厚生労働省令で定める期間は、六年間とする。

(法第三十条の十二第一項第四号の厚生労働省令で定める報告事項)

第三十条の三十三の五 法第三十条の十二第一項第四号の厚生労働省令で定める事項は、構造設備及び人員の配置その他必要な事項とする。

(報告方法)

第三十条の三十三の六 病床機能報告は、厚生労働大臣が定めるところにより、次に掲げる方法により、一年に一回、十月一日から同月三十一日までに行うものとする。

一 ファイル等に記録する方法

二 レセプト情報による方法

2 前項第一号の「ファイル等に記録する方法」とは、厚生労働大臣の委託を受けて病床機能報告の内容その他の必要な情報について管理及び集計を行う者（以下この項及び次項において「受託者」という。）を経由する方法（この場合における受託者への報告は、次のイからハまでに掲げる方法により行うものとする。）をいう。

イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

ハ 書面を交付する方法

3 第一項第二号の「レセプト情報による方法」とは、受託者を経由する方法（この場合における受託者への報告は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第五条第一項に規定するレセプトコンピュータに記録されている情報について、同令第一条第一項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第五条第三項の規定による方法を活用して行われるものとする。）をいう。

(報告事項の変更)

第三十条の三十三の七 法第三十条の十二第二項の厚生労働省令で定めるときは、同条第一項に規定する病床機能報告対象病院等の管理者が、地域における医療の需要の実情その他の実情を踏まえ、同項の規定により報告した基準日後病床機能と異なる病床の機能区分に係る医療の提供が必要と判断したときとする。

2 法第三十条の十二第二項の規定による報告は、前条第一項の規定により厚生労働大臣が定める方法により行うものとする。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 基本方針

(厚生労働大臣による情報提供の求め)

第三十条の二十七の二 厚生労働大臣は、法第三十条の三の二の規定により、法第三十条の十二第二項に規定する病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、第三十条の三十三の六第二項に規定する受託者（以下この条において「受託者」という。）を経由して、同項に規定するファイル等に記録する方法又は同条第三項に規定するレセプト情報による方法により受託者に報告された情報の提供を求めるものとする。

第三十条の二十八の二 第三十条の四第二項第十号を「第三十条の四第二項第十一号」に改める。

第三十条の二十九第一号中「第三十条の四第二項第九号」を「第三十条の四第二項第十号」に改め、同条第二号中「第三十条の四第二項第十号」を「第三十条の四第二項第十一号」に改める。

第三十条の三十中「第三十条の四第二項第十一号」を「第三十条の四第二項第十二号」に改める。

第三十条の三十三の十 法第三十条の十九第三項の厚生労働省令で定める者は、同項に規定する地域医療支援事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めた者とする。ただし、医師についての職業紹介事業の事務を委託する場合には職業安定法（昭和二十二年

法律第四十一号）第三十条第一項又は第三十三条第一項の許可を受けて職業紹介事業を行う者に限り、医療についての労働者派遣事業の事務を委託する場合には労働者派遣法第五条第一項の許可を受け、又は同法第十六条第一項の規定により届出書を提出して労働者派遣事業を行う者に限る。

第三十五条第一項中「第五十七條第四項」を「第五十七條第五項」に改め、同条第二項中「又は

寄附行為」を削る。

附則第五十一條中「昭和三十八年法律第百三十三号」を削る。

附則に次の五条を加える。

(移行計画の認定)

第五十六条 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）以下「平成十八年改正法」という。附則第十條の三第一項の規定により移行計画（同項に規定する移行計画をいう。以下同じ。）が適当である旨の認定を受けようとする経過措置医療法人（平成十八年改正法附則第十條の二に規定する経過措置医療法人をいう。）は、附則様式第一による移行計画認定申請書に移行計画を添付して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 移行計画は、附則様式第二によるものとする。

3 平成十八年改正法附則第十條の三第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 合併の見込み

二 出資者による持分の放棄又は払戻しの見込み

三 平成十八年改正法附則第十條の七の資金の融通のあつせんを受ける見込み

(移行計画に添付する書類)

第五十七条 平成十八年改正法附則第十條の三第三項第一号に掲げる定款には、同条第一項の認定を受ける旨を記載しなければならない。

2 平成十八年改正法附則第十條の三第三項第二号に規定する出資者名簿は、附則様式第三によるものとする。

3 平成十八年改正法附則第十條の三第三項第三号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 社員総会の議事録

二 直近の三会計年度（法第五十三条に規定する会計年度をいう。）に係る貸借対照表及び損益計算書

(移行計画の変更)

第五十八条 平成十八年改正法附則第十條の四第一項の規定により移行計画の変更の認定を受けようとする認定医療法人（同項に規定する認定医療法人をいう。以下同じ。）は、附則様式第四による移行計画変更認定申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の移行計画変更認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更後の移行計画

二 変更前の移行計画の写し

三 平成十八年改正法附則第十條の三第一項の認定を受けたことを証明する書類の写し

四 社員総会の議事録

五 その他参考となる書類

3 移行計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、平成十八年改正法附則第十條の四第一項の変更の認定を要しないものとする。

(移行計画の認定の取消し)

第五十九条 平成十八年改正法附則第十條の四第二項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 平成十八年改正法附則第十條の三第一項の認定を受けた日から三ヶ月以内に、当該認定を受けた旨の定款の変更について、法第五十条第一項の認可を受けなかったとき。

- 二 認定医療法人が合併以外の理由により解散したとき。
- 三 認定医療法人が不正の手段により移行計画の認定を受けたことが判明したとき。
- 四 認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の四第一項の規定に違反したとき。
- 五 認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

（厚生労働大臣への報告）

第六十条 平成十八年改正法附則第十条の八の報告をしようとする認定医療法人は、次の各号に掲げる期間に係る附則様式第五による実施状況報告書を、当該各号に定める日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定（以下この号及び次号において「認定」という。）を受けた日から起算して二年三月を経過する日
- 二 認定を受けた日以後一年を経過する日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間
- 三 認定を受けた日以後一年を経過する日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間

前項に定める場合のほか、認定医療法人は、平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けた旨又は新医療法人（平成十八年改正法附則第十条の二に規定する新医療法人をいう。）へ移行する旨の定款の変更について、法第五十条第一項の認可を受けた場合にあつては、当該認可を受けた日から三月を経過する日まで、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、認定医療法人は、附則様式第五による実施状況報告書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

（定款変更の認可書の写し）

（定款変更の認可書の写し）

（定款変更の認可書の写し）

（定款変更の認可書の写し）

前二項のほか、認定医療法人は、出資者による持分の放棄その他の処分があつた場合にあつては、当該処分があつた日から三月を経過する日まで、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、認定医療法人は、附則様式第五による実施状況報告書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

出資者名簿

附則様式第一（附則第56条第1項関係）

移行計画認定申請書

厚生労働大臣 殿

法人所在地

年 月 日

代表者の氏名

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（附則第10条の3第1項の認定を受けた）ので、下記のとおり申請します。

1 法人の設立年月日

2 法人が開業する病院・診療所・介護老人保健施設等

医療機関等の名称	所 在 地

3 現在の法人類型

- () イ 出資額限度法人
() ロ 出資額限度法人以外の医療法人

附則様式第二（附則第56条第2項関係）

移行計画

年 月 日

法人所在地
代表者の氏名

記

1 移行しようとする法人類型

- () イ 社会医療法人
() ロ 特定医療法人
() ハ 基金拠出型医療法人

2 移行に向けた取組の内容

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

移行に向けた検討の体制

※1）持分の一部を放棄し、一部を払戻する出資者については、「持分放棄の見込み」及び「持分払戻の見込み」の「一部払戻」の欄に、それぞれ記載すること。

5 移行の期限

年 月 日まで

6. 融資制度利用の見込み

利用の見込み () 有・() 無
融資申請予定額: 円

7. 合併の見込み

合併の見込み () 有・() 無
合併の方式 () 吸収合併・() 新設合併
吸収合併の場合の法人の状況 () 存続・() 消滅
合併の相手方 法人所在地
法人名
代表者の氏名
合併の時期 年 月 頃

附則様式第3 (附則第57条第2項関係)

出資者名簿
法人名:
代表者の氏名:

年 月 日現在

No.	出資者の氏名又は名称	住 所	出資年月日	出資金額	持分放棄の見込み
1			年 月 日	円	有・無
2			年 月 日	円	有・無
3			年 月 日	円	有・無
4			年 月 日	円	有・無
5			年 月 日	円	有・無
6			年 月 日	円	有・無
7			年 月 日	円	有・無
8			年 月 日	円	有・無
9			年 月 日	円	有・無
10			年 月 日	円	有・無
11			年 月 日	円	有・無
12			年 月 日	円	有・無
13			年 月 日	円	有・無
14			年 月 日	円	有・無
15			年 月 日	円	有・無
16			年 月 日	円	有・無

17			年 月 日	円	有・無
18			年 月 日	円	有・無
19			年 月 日	円	有・無
20			年 月 日	円	有・無
合 計				円	

※注 出資持分の放棄、相減、相贈、贈与があった際には、出資者名簿の書き換えを行うこと。

附則様式第4 (附則第58条第1項関係)

移行計画変更認定申請書

厚生労働大臣 殿

年 月 日

法人所在地
法人名
代表者の氏名

年 月 日付け番 号の良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の3第1項の認定について、下記のとおり変更したいので、同法附則第10条の4第1項の認定を申請します。

記

附則様式第5 (附則第60条第1項から第3項まで関係)

実施状況報告書

厚生労働大臣 殿

年 月 日

法人所在地
法人名
代表者の氏名

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の8の規定により、下記のとおり移行計画の実施状況を報告します。

記

- 実施状況報告の種別 () 医療法施行規則附則第60条第1項に基づく報告
() 同条第2項に基づく報告
(移行計画の認定を受けた旨の定款変更)
() 同条第2項に基づく報告
(新医療法人へ移行する旨の定款変更)
() 同条第3項に基づく報告
- 報告が必要となった理由が生じた日
- 新医療法人への移行の進捗状況等

附則様式第6 (附則第60条第3項第2号関係)

出 資 持 分 の 状 況 報 告 書

送 入 名:

No.	出 資 者 名	出 資 額 A	出資持分評価額 B	出資割合 C (%)	持分放棄額 D	持分払戻額 E	持分譲渡額 F	基金拠出額 G	合 計 D+E+F+G-H
1		円	円	%	円	円	円	円	円
2		円	円	%	円	円	円	円	円
3		円	円	%	円	円	円	円	円
4		円	円	%	円	円	円	円	円
5		円	円	%	円	円	円	円	円
6		円	円	%	円	円	円	円	円
7		円	円	%	円	円	円	円	円
8		円	円	%	円	円	円	円	円
9		円	円	%	円	円	円	円	円
10		円	円	%	円	円	円	円	円
11		円	円	%	円	円	円	円	円
12		円	円	%	円	円	円	円	円
13		円	円	%	円	円	円	円	円
14		円	円	%	円	円	円	円	円
15		円	円	%	円	円	円	円	円
16		円	円	%	円	円	円	円	円
17		円	円	%	円	円	円	円	円
18		円	円	%	円	円	円	円	円
19		円	円	%	円	円	円	円	円
20		円	円	%	円	円	円	円	円
計		円	円	%	円	円	円	円	円

出資持分の放棄・払戻・譲渡・相続・贈与・基金拠出の内容等

注 「出資持分の放棄・払戻・譲渡・相続・贈与・基金拠出の内容等」欄には、異動の日付け、内容、理由等について具体的に記載すること。

附則様式第7 (附則第60条第4項関係)

出資持分の放棄申出書

年 月 日

法人所在地:

法人 名:

代表者の氏名:

殿

住 所

氏 名

印

私は、下記のとおり出資に係る持分及びこれに基づく一切の請求権を放棄します。

記

1 出 資 先: (法人名)

2 出資者名:

3 出資時期: 年 月 日

4 出 資 額: 金 円

5 放棄の内容:

6 放棄日:

別表第一中「別表第一(第一条関係)」を「別表第一(第一条の二関係)」に改める。

(外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部改正)

第二章 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 臨床修練及び臨床教授等(第四条―第十一条)

第三章 雑則(第十二条)

附則

第一章 総則

第一条の見出しを「(病院等の指定等)」に改め、同条中「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」を「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」に、「第二条第四号」を「第二条第五号の規定による病院又は診療所の指定及び同条第十三号」に改め、「当該病院」の下に「又は診療所」を加え、同条に次の三項を加える。

2 法第二条第五号の厚生労働省令で定める診療所は、同号の規定により指定を受けた病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所とする。

3 法第二条第十三号の厚生労働省令で定める病院は、次に掲げる病院とする。

一 医学又は歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院

二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四条の二第一項の規定により特定機能病院と称することについての承認を受けた病院

三 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センター

四 法第二条第十三号の規定により指定を受けた病院との間で緊密な連携体制が確保された病院

4 第二項の診療所が法第二条第五号の規定による指定を受ける場合又は前項第四号の病院が法第二条第十三号の規定による指定を受ける場合には、緊密な連携体制を確保する病院の管理者の同意書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第一条中「第二条第四号の規定により指定した病院」を「第二条第五号に規定する臨床修練病院等」に、「指定病院」を「臨床修練病院等」に改め、「(という)」の下に「又は同条第十三号に規定する臨床教授等病院(以下「臨床教授等病院」という。)」を加え、「臨床修練」を「同条第四号に規定する臨床修練(以下「臨床修練」という。)」又は同条第十二号に規定する臨床教授等(以下「臨床教授等」という。)」に改める。

第三条中「指定病院」を「臨床修練病院等及び臨床教授等病院」に改め、「臨床修練」の下に「又は臨床教授等」を加える。

第三条の次に次の章名を付する。

第二章 臨床修練及び臨床教授等

第四条の見出し中「許可」を「臨床修練の許可」に改め、同条第二項第一号中「限る。」の下に「次条第二項第一号において同じ。」を加え、同項第四号を削り、同項第五号中「能力を」の下に「前項に規定する者又は臨床修練病院等の開設者が」を加え、同号を同項第四号とし、同項第六号を第五号とし、同項第七号中「とする病院」を「とする臨床修練病院等」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「とする病院」を「とする臨床修練病院等」に改め、同号を同項第六号とし、同項第九号を第八号とし、同条第四項中「第二項第八号」を「第二項第七号」に改める。

第五条を次のように改める。

(臨床教授等の許可の申請手続等)

第五条 法第二十一条の三第一項の規定により臨床教授等の許可を受けようとする者は、様式第一号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 旅券の写し、住民票の写しその他の身分を証する書類の写し

二 外国において医師又は歯科医師に相当する資格を有することを証する書面の写し

三 外国において医師又は歯科医師に相当する資格を取得した後、十年以上、診療に従事したことを明らかにする書類

四 臨床教授等を行うのに必要な医学又は歯科医学に関する知識及び技能を有することを証する書類

五 患者に与えた損害を賠償する能力を前項に規定する者又は臨床教授等病院の開設者が有することを証する書類

六 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能の障害又は麻痺、大筋若しくはあへんの中毒者であるかにかに關する事項を記載した医師（外国において医師に相当する資格を有する者を含む。）の診断書（前項に規定する者が自ら作成したものを除く。）

七 臨床教授等を行うとする臨床教授等病院の名称並びに臨床教授等病院ごとの臨床教授等の分野、期間及び受入れに關する業務を統括管理する臨床教授等責任者の氏名を記載した臨床教授等計画書

八 臨床教授等を行うとする臨床教授等病院の長及び受入れに關する業務を統括管理する臨床教授等責任者の承諾書

九 許可証用写真一葉

三 第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

四 臨床教授等外国医師又は臨床教授等外国歯科医師（以下「臨床教授等外国医師等」という。）は、臨床教授等計画書に記載した事項に変更を生じたときは、直ちに変更後の臨床教授等に係る第二項第八号の承諾書を添えて届け出なければならない。

第五条の次に次の三条を加える。

（法第三条第二項第一号及び第二十一号の第三項第一号口の厚生労働省令で定める者）

第五条の二 法第三条第二項第一号口及び第二十一号の第三項第一号口の厚生労働省令で定める者は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項の規定により証明書が交付されている者とする。

（臨床修練の許可の有効期間に係る更新の申請手続）

第五条の三 法第三条第六項の規定により許可の有効期間の更新を申請しようとする者は、様式第二号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 第四条第二項第一号、第四号及び第六号から第八号までに掲げる書類

二 法第四条第一項の臨床修練許可証（第六号及び第七号第一項において「臨床修練許可証」という。）

三 有効期間を更新することについて正当な理由があることを明らかにすることができる書類

3 第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

（臨床教授等の許可の有効期間に係る更新の申請手続）

第五条の四 法第二十一号の七第一項において読み替えて準用する法第三条第六項の規定により許可の有効期間の更新を申請しようとする者は、様式第二号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 第五条第二項第一号、第五号及び第七号から第九号までに掲げる書類

二 法第二十一号の七第一項において読み替えて準用する法第四条第一項の臨床教授等許可証（次条及び第七号第一項において「臨床教授等許可証」という。）

三 有効期間を更新することについて正当な理由があることを明らかにすることができる書類

3 第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

六 法第四条第一項の臨床修練許可証（以下「許可証」という。）を「臨床修練許可証及び臨床教授等許可証」に、「様式第二号」を「様式第三号」に改める。

七 法第一項中「臨床修練外国医師等」の下に「又は臨床教授等外国医師等」を加え、「許可証」を「臨床修練許可証又は臨床教授等許可証（以下「許可証」という。）」に改め、同条第二項中「様式第三号」を「様式第四号」に改める。

八 法第一項中「臨床修練外国医師等」の下に「又は臨床教授等外国医師等」を加え、同条第二項中「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同条第三項及び第四項中「臨床修練外国医師等」の下に「又は臨床教授等外国医師等」を加える。

九 法九条中「臨床修練外国医師等」の下に「又は臨床教授等外国医師等」を、「臨床修練」の下に「又は臨床教授等」を加える。

第十條及び第十一條を次のように改める。

（総括臨床修練指導医等及び総括臨床教授等責任者）

第十條 臨床修練病院等の長は、当該臨床修練病院等における臨床修練の円滑な実施を図るため必要があるとして認めるときは、臨床修練指導医等のうちから一人を総括臨床修練指導医若しくは総括臨床修練指導歯科医又は総括臨床修練指導者として選任するものとする。

2 臨床教授等病院の長は、当該臨床教授等病院における臨床教授等の円滑な実施を図るため必要があるとして認めるときは、臨床教授等責任者のうちから一人を総括臨床教授等責任者として選任するものとする。

（臨床修練証明書）

第十一條 臨床修練外国医師等は、様式第六号により、臨床修練病院等の長及び厚生労働大臣に対し、当該臨床修練外国医師等が法に基づき臨床修練を行った旨の証明を求めることができる。

第十一條の次に次の章名を付する。

第三章 雑則

第十二條を次のように改める。

（期限の特例）

第十二條 第八條第四項に規定する返納の期限が行政機関の休日に関する法律（昭和六十二年法律第九十一号）第一条第一項に規定する行政機関の休日にあたる場合は、行政機関の休日の翌日をもつてその期限とみなす。

第十三條から第十六條までを削る。

様式第一号から様式第六号までを次のように改める。

様式第一号 (第四条第一項及び第五条第一項関係)

写 真 photo 40mm×30mm

収 入 印 紙 欄 revenue stamp

※許可番号	
※許可年月日	

臨床修練／臨床教授等許可申請書
APPLICATION FOR PERMISSION FOR ADVANCED CLINICAL TRAINING / CLINICAL TEACHING AND RESEARCH

厚生労働大臣 殿
To: Minister of Health, Labour and Welfare

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律の規定に基づき、関係書類を添えて臨床修練又は臨床教授等の許可を申請します。

Under the provisions of the Law concerning the Exceptional Cases of the Medical Practitioners' Act, Article 17, on the Advanced Clinical Training of Foreign Medical Practitioners, etc., I hereby apply for permission for advanced clinical training or clinical teaching and research, and submit the necessary documents.

目 的 / Purpose		☐ 臨床修練 / Advanced clinical training ☐ 臨床教授 / Clinical teaching ☐ 臨床研究 / Clinical research	
国 籍 Nationality		生年月日 Date of birth	年 月 日 Year Month Day
氏 名 Name	原語表記 in the original letters		
	英語表記 in English		
	日本語表記 (カタカナ) in Japanese Katakana		
性 別 / Sex		☐ 男 / Male ☐ 女 / Female	
出生地 / Place of birth			
本国における居住地 Home town/city			
日本における居住地 Address in Japan			
電話番号 / Telephone No.			
臨床修練又は臨床教授等終了後の予定 Plans after the advanced clinical training or clinical teaching and research		☐ 帰国 / Return to your country 勤務予定先 / Intended place of work ☐ その他 / others ()	

外国医師（歯科医師・看護師等） 資格 Foreign license of medical practitioner (dental practitioner・nurse)	資格を取得した外国の国名 Country where the license is obtained		
	資格を取得した年月日 Date when the license is obtained		年 月 日 Year Month Day
	資格の名称 Name of the license	原語表記 in the original letters	
		英語表記 in English	
		日本語表記（カタカナ） in Japanese Katakana	
日本国及び外国において 欠格事由に該当しない旨の申述 Declaration that applicant has not come under grounds for disqualification in Japan or overseas	成年被後見人又は被保佐人であることの有無 An adult ward or a person under curatorship		☐ なし / No ☐ あり / Yes
	罰金以上の刑に処せられたことの有無 Fine or severer punishment		☐ なし / No ☐ あり / Yes 具体的内容 / Details ()
	医業停止等の行政処分を受けたことの有無 license suspension		☐ なし / No ☐ あり / Yes 具体的内容 / Details ()
	医事に関し、犯罪又は不正の行為を行ったことの有無 Criminal records concerning medical affairs		☐ なし / No ☐ あり / Yes 具体的内容 / Details ()

以上の記載内容は事実と相違ありません。

I hereby declare that the statement given above is true and correct.

年 月 日
Year Month Day

(注 意) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

(Remarks) Use the paper of Japan Industry Size A 4.

2. ※印の欄には、記入しないこと。

Column with ※sign is for official use only.

3. 黒ボールペンをを用い、かい書又はブロック体ではっきり記入すること。

Write clearly in block letters with ball-point pen.

4. 収入印紙には、消印をしないこと。

Don't seal the revenue stamp.

5. 指示のない欄は日本語又は英語で記入すること。

Fill in Japanese or English except in indicated cases.

様式第二号 (第五条の三第一項及び第五条の四第一項関係)

写 真 photo 40mm×30mm

収 入 印 紙 欄 revenue stamp

※許可番号	
※許可年月日	

臨 床 修 練 / 臨 床 教 授 等 許 可 更 新 申 請 書
APPLICATION FOR RENEWAL OF EFFECTIVE TERM OF PERMISSION FOR ADVANCED CLINICAL TRAINING
/ CLINICAL TEACHING AND RESEARCH

厚生労働大臣 殿
To: Minister of Health, Labour and Welfare

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律の規定に基づき、関係書類を添えて臨床修練又は臨床教授等の許可の有効期間の更新を申請します。

Under the provisions of the Law concerning the Exceptional Cases of the Medical Practitioners' Act, Article 17, on the Advanced Clinical Training of Foreign Medical Practitioners, etc., I hereby apply for renewal of the effective term of the permission for advanced clinical training or clinical teaching and research, and submit the necessary documents.

許可番号 Permission No.		許可年月日 Date of permission	年 月 日 Year Month Day
目 的 / Purpose		☐ 臨床修練 / Advanced clinical training ☐ 臨床教授 / Clinical teaching ☐ 臨床研究 / Clinical research	
国 籍 Nationality		生年月日 Date of birth	年 月 日 Year Month Day
氏 名 Name	原語表記 in the original letters		
	英語表記 in English		
	日本語表記 (カタカナ) in Japanese Katakana		
日本における居住地 Address in Japan			
電話番号 / Telephone No.			
更新の理由 Reason for renewal			
臨床修練又は臨床教授等終了後の予定 Plans after the advanced clinical training or clinical teaching and research		☐ 帰国 / Return to your country 勤務予定先 / Intended place of work _____ ☐ その他 / others ()	

日本国及び外国において 欠格事由に該当しない旨の申述 Declaration that applicant has not come under grounds for disqualification in Japan or overseas	成年被後見人又は被保佐人であることの有無 An adult ward or a person under curatorship	☐ なし/No ☐ あり/Yes
	罰金以上の刑に処せられたことの有無 Fine or severer punishment	☐ なし/No ☐ あり/Yes 具体的内容/Details ()
	医業停止等の行政処分を受けたことの有無 license suspension	☐ なし/No ☐ あり/Yes 具体的内容/Details ()
	医事に関し、犯罪又は不正の行為を行ったことの有無 Criminal records concerning medical affairs	☐ なし/No ☐ あり/Yes 具体的内容/Details ()

以上の記載内容は事実と相違ありません。

I hereby declare that the statement given above is true and correct.

年 月 日

Year Month Day

(注 意) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(Remarks) Use the paper of Japan Industry Size A 4.

2. ※印の欄には、記入しないこと。

Column with ※sign is for official use only.

3. 黒ボールペンをを用い、かい書又はブロック体ではっきり記入すること。

Write clearly in block letters with ball-point pen.

4. 収入印紙には、消印をしないこと。

Don't seal the revenue stamp.

5. 指示のない欄は日本語又は英語で記入すること。

Fill in Japanese or English except in indicated cases.

様式第三号 (第六条関係)

(表面)

外国医師 (外国歯科医師・外国看護師等)			
Foreign Medical Practitioner (Foreign Dental Practitioner・Foreign Nurse)			
臨床修練許可証／臨床教授等許可証			
CERTIFICATE OF PERMISSION OF ADVANCED CLINICAL TRAINING / CLINICAL TEACHING AND RESEARCH			
許可の種別 Type of Permission		☐ 臨床修練／Advanced Clinical Training ☐ 臨床教授等／Clinical Teaching and Research	
国籍 Nationality			
氏名 Name	(ローマ字) (in Roman Letters)		
	(カタカナ) (in Japanese Katakana)		
許可番号 (Permit No.)		許可年月日 Date of Permit	年 月 日 Year Month Day
写真 photo	許可の期限 Term of Permission	年 月 日 Until Year Month Day	公印
	厚生労働大臣 Minister of Health, Labour and Welfare		

(裏面)

(注意事項) (Remarks)
1. 臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等は、厚生労働大臣の指定する病院又は診療所において臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者の実地の指導監督の下に臨床修練を行わなければならない。 Foreign medical practitioners, dental practitioners or nurses are permitted for advanced clinical training, only under the tuition and supervision of clinical instructors in the hospitals or clinics designated by the Minister of Health, Labour and Welfare.
2. 臨床教授等外国医師又は臨床教授等外国歯科医師は、厚生労働大臣の指定する病院において臨床教授等を行わなければならない。 Foreign medical practitioners or dental practitioners are permitted for clinical teaching and research, only in the hospitals designated by the Minister of Health, Labour and Welfare.
3. 許可の条件は、次のとおりとする。 Conditions of permission is as follows. []
4. 外国医師又は外国歯科医師は、処方せんの交付を行うことができない。 Foreign medical practitioners or dental practitioners are not permitted to issue prescriptions.
5. 外国医師若しくは外国歯科医師又は外国看護師等は、臨床修練又は臨床教授等を行う時、この許可証を見やすい位置に着用しなければならない。 During clinical training or clinical teaching and research, foreign medical practitioners, dental practitioners or nurses must wear this certificate at a visible place.

様式第四号 (第七条第二項関係)

※許可番号		※書換交付年月日	
-------	--	----------	--

臨床修練許可証／臨床教授等許可証書換え交付申請書

APPLICATION FOR REWRITING CERTIFICATE OF PERMISSION OF ADVANCED CLINICAL TRAINING / CLINICAL TEACHING AND RESEARCH

許可証の種類 Type of Certification of Permission	☐ 臨床修練許可証 Certification of Permission of Advanced clinical training ☐ 臨床教授等許可証 Certification of Permission of Clinical teaching and research		
許可番号 Permit No.		許可年月日 Date of Permit	年 月 日 Year Month Day

変更を生じた事項

Items to change

	変 更 前 before Change	変 更 後 after Change
国 籍 Nationality		
氏 名 Name (原語) (in Original Letters)		
(ローマ字) (in Roman Letters)	(Last) (First) (Middle)	(Last) (First) (Middle)
(カタカナ) (in Japanese Katakana)	(Last) (First) (Middle)	(Last) (First) (Middle)
変更の事由 Reason for Change		

上記により、関係書類を添えて許可証の書換え交付を申請します。

As mentioned above, I hereby apply for rewriting the Certificate of Permission, and submit the necessary documents.

日本における居住地 Present Address in Japan	c/o 方		
電 話 番 号 Tel. No.	()		
氏 名 Name	(原語) (in original Letters)		
	(ローマ字) (in Roman Letters) (Last) (First) (Middle)		
	(カタカナ) (in Japanese Katakana) (Last) (First) (Middle)		
生 年 月 日 Date of Birth	年 Year	月 Month	日 Day

厚生労働大臣

殿

To: Minister of Health, Labour and Welfare

 (Date) 年 月 日
Year Month Day

 署名
Signature

様式第五号 (第八条第二項関係)

※許 可 番 号		※再 交 付 年 月 日	
----------	--	--------------	--

臨床修練許可証/臨床教授等許可証再交付申請書
APPLICATION FOR REISSUE OF CERTIFICATE OF PERMISSION OF ADVANCED CLINICAL TRAINING / CLINICAL TEACHING AND RESEARCH

許可証の種別 Type of Certification of Permission	☐ 臨床修練許可証 Certification of Permission of Advanced clinical training ☐ 臨床教授等許可証 Certification of Permission of Clinical teaching and research
許可番号 Permit No.	許可年月日 Date of Permit 年 Year 月 Month 日 Day

国 籍 Nationality		出 生 地 Place of Birth	
--------------------	--	-------------------------	--

氏 名 (原語) (in Original Letters)			
(ローマ字) (in Roman Letters)	(Last)	(First)	(Middle)
(カタカナ) (in Japanese Katakana)	(Last)	(First)	(Middle)

性 別 Sex	男 Male	女 Female
------------	-----------	-------------

生 年 月 日 Date of Birth	年 月 日 Year Month Day
--------------------------	-------------------------

上記の許可証を(破った・汚した・失った)ので、関係書類を添えて許可証の再交付を申請します。
I hereby apply for the reissue of the Certificate of Permission, and submit the necessary documents.

日本における居住地 Present Address in Japan	c/o 方
電 話 番 号 Tel. No.	()

氏 名 Name	(原語) (in Original Letters)
	(ローマ字) (in Roman Letters) (Last) (First) (Middle)
	(カタカナ) (in Japanese Katakana) (Last) (First) (Middle)

生 年 月 日 Date of Birth	年 月 日 Year Month Day
--------------------------	-------------------------

厚生労働大臣 殿
To: Minister of Health, Labour and Welfare

(Date) 年 月 日
Year Month Day

署 名
Signature

様式第六号 (第十一条関係)

臨床修練証明書
CERTIFICATE OF ADVANCED CLINICAL TRAINING国 籍 出生地
Nationality Place of Birth氏名 (原語)
(in Original Letters)(Name)
(ローマ字)
(in Roman Letters) (Last) (First) (Middle)生年月日 年 月 日
Date of Birth Year Month Day

上記の者は、次のとおり、臨床修練を行った者であることを証明する。

This is to certify that the person mentioned above received the advanced clinical training, as follows.

1. 臨床修練を行った病院の名称
Name of hospital in which he/she has received advanced clinical training
2. 臨床修練の内容
Details of advanced clinical training
3. 臨床修練の期間
Term of advanced clinical training

(Date) 年 月 日
Year Month Day病院の長 印
President of Hospital臨床修練指導医 (指導歯科医・指導者) 印
Clinical Instructor

上記の者は、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第 17 条等の特例等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、臨床修練の許可を受けた者であることを証明する。

This is to certify that under the provision of Article 3, Paragraph 1 of the Law concerning the Exceptional Cases of the Medical Practitioners Act, Article 17, on the Advanced Clinical Training of Foreign Medical Practitioners, etc., the person mentioned above was granted permission for advanced clinical training.

(Date) 年 月 日
Year Month Day厚生労働大臣
Minister of Health, Labour and Welfare

印

様式第七号から様式第九号までを削る。

第三條 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正
第三條 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項第一号中「第三十條の十二第一項」を「第三十條の十七第一項」に改める。

（厚生労働省の所管する法令に基づき民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第四條 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一表「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）」の項中「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律」を「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律」に改め、「第十一條第一項」の下に「及び第二十一條の六」を加える。

（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第五條 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成二十二年厚生労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十八條第一項第十号を次のように改める。

十 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律施行規則第一條

第一項

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第八條 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十四條第二項第二号中「外国医師等の臨床修練」を「外国医師等の臨床修練及び臨床教授等」に改め、「病院」の下に「又は診療所」を加え、「臨床修練の許可及び臨床修練指導医の認定」を「並びに臨床修練及び臨床教授等の許可」に改め、「こと」の下に「（他課の所掌に属するものを除く）」を加える。

附則

（施行期日）

1 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十六年における第一條の規定による改正後の医療法施行規則（以下この項において「新規則」という。）第三十條の三十三の三に規定する病床機能報告に係る新規則第三十條の三十三の六第一項の規定の適用については、同項中「同月三十一日」とあるのは「十一月十四日」とする。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省告示第366十二号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第百八号）の施行に伴い、及び医療法施行規則（昭和二十三年厚生労働省令第五十号）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法を次のように定め、平成二十六年十月一日から適用する。

平成二十六年九月二十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法

医療法施行規則（昭和二十三年厚生労働省令第五十号）以下「規則」という。第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。

報告内容	報告単位	報告方法
病床の機能（医療法第二十五号以下「法」という。第三十条の三十三の六第一項の二に規定する基準日後病床機能同じ。）	一 法第三十条の十一第一項第一号に規定する基準日における病床の機能 二 法第三十条の十二第一項第二号に規定する基準日後病床機能	一 病床（病院又は診療所の病床のうち一群のもの（以下「同一」という。）） 二 病床 三 ファイル等に記録する方法
三 病床数、人員の配置、医療機器等 イ 病床数 (1) 一般病床及び療養病床との許可病床数 (2) (1)の病床数のうち、許可を受けているものの数 (3) 一般病床にあつては、(1)及び(2)のそれぞれその病床数のうち、厚生労働省令（平成十三年を改正する省令第八号）附則第五條の既存病院建物内の療養病床に係るもの数 (4) 療養病床にあつては、(1)及び(2)のそれぞれその病床数のうち、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十三号）附則第三十條の二第三項の規定によりその効力を有するものとし、なおその改正前の法律（平成十九年法律第二十三号）（平成十九年法律第二十三号）第四條第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設に係るものの数	病床（口にあつては、病院又は診療所（以下「同一」という。）） 又は診療所 ファイル等に記録する方法	規則第三十条の三十三の六第二項に規定するファイル等に記録する方法（以下「ファイル等」という。） ファイル等に記録する方法

(1) 人員の配置	(1) 助産師、看護師、准看護師及び看護補助者の数
	(2) 薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び臨床工学技士の数
ハ 医療機器等	(1) 主とする診療科目
	(2) 算定する入院基本料及び特定入院料
(3) 厚生労働大臣が指定する病院の病床並びに厚生労働大臣が定める病院の基礎係数	(1) 定員
	(2) 定員係数
(4) 在宅療養支援病院(診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)別表第一「医科診療報酬点数表」(以下「医科診療報酬点数表」という。))に掲げる診療科目の注1に規定する在宅療養支援病院をいう。	(1) 在宅療養支援病院(診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)別表第一「医科診療報酬点数表」(以下「医科診療報酬点数表」という。))に掲げる診療科目の注1に規定する在宅療養支援病院をいう。
	(2) 在宅療養支援病院(診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)別表第一「医科診療報酬点数表」(以下「医科診療報酬点数表」という。))に掲げる診療科目の注1に規定する在宅療養支援病院をいう。
(5) 救急病院等を定める省令(昭和三十一年厚生省令第八号)第二十一条の救急病院又は救急診療所である病院又は診療所にあつては、その旨	(1) 救急病院等を定める省令(昭和三十一年厚生省令第八号)第二十一条の救急病院又は救急診療所である病院又は診療所にあつては、その旨
	(2) 救急病院等を定める省令(昭和三十一年厚生省令第八号)第二十一条の救急病院又は救急診療所である病院又は診療所にあつては、その旨
(6) コンピュータ断層撮影装置の数	(1) 六十列以上の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数
	(2) 六十列以上の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数

入院患者に提供される医療の内容	五 手術の実施状況 イ 手術の総件数及びその臓器別の内訳 ロ 全身麻酔の手術の件数及びその臓器別の内訳 ハ 胸腔鏡下手術の実施件数 ニ 腹腔鏡下手術の実施件数 ホ 内視鏡手術用支援機器加算の算定件数	四 入院患者の状況 イ 新規入院患者の人数 ロ 在院患者の延べ人数 ハ 退院患者の人数 ニ 入院前の場所別の入院患者の人数 ホ 予定入院(あらかじめ入院することが決まっていた場合の入院をいう)及び緊急入院(予定入院以外の入院をいう)の患者の人数 ヘ 退院後の場所別の退院患者の人数 ト 退院後に居宅等における医療の提供を必要とする退院患者の人数	病棟	ファイイル等に記録する方法
入院患者に提供される医療の内容	五 手術の実施状況 イ 手術の総件数及びその臓器別の内訳 ロ 全身麻酔の手術の件数及びその臓器別の内訳 ハ 胸腔鏡下手術の実施件数 ニ 腹腔鏡下手術の実施件数 ホ 内視鏡手術用支援機器加算の算定件数	四 入院患者の状況 イ 新規入院患者の人数 ロ 在院患者の延べ人数 ハ 退院患者の人数 ニ 入院前の場所別の入院患者の人数 ホ 予定入院(あらかじめ入院することが決まっていた場合の入院をいう)及び緊急入院(予定入院以外の入院をいう)の患者の人数 ヘ 退院後の場所別の退院患者の人数 ト 退院後に居宅等における医療の提供を必要とする退院患者の人数	病棟	ファイイル等に記録する方法

六 がん、脳卒中、心筋梗塞その他の疾患の治療状況 イ 悪性腫瘍手術の実施件数 ロ 病理組織標本の作製件数 ハ 術中迅速病理組織標本の作製件数 ニ 放射線治療の実施件数 ホ 化学療法の実施件数 ヘ がん患者指導管理料 1 及び 2 の算定件数 ト 抗悪性腫瘍剤局所持続注入の実施件数 チ 肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入の実施件数 リ 分娩の実施件数 ヌ 超急性期脳卒中加算の算定件数 ル 脳血管内手術の実施件数 ヲ 経皮的冠動脈形成術の実施件数 ワ 入院精神療法(1)の算定件数 カ 精神科リエンチーム加算の算定件数	病棟	レセプト情報による方法(リ)にあつては、フアイル等に記録する方法
七 重症の患者への対応状況 イ ハイリスク分娩管理加算の算定件数 ロ ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅱ)の算定件数 ハ 救急搬送診療料の算定件数 ニ 観血的肺動脈圧測定の実施件数 ホ 持続緩徐式血液濾過の実施件数 ヘ 大動脈バルーンポンピング法の実施件数 ト 経皮的心肺補助法の実施件数 チ 補助人工心臓・植込型補助人工心臓の実施件数 リ 一日当たりの頭蓋内圧持続測定の実施件数 ヌ 人工心肺の実施件数 ル 血漿交換法の実施件数 ヲ 吸着式血液浄化法の実施件数 ワ 血球成分除去療法の実施件数 カ 患者の重症度、医療・看護必要度について測定を行っている病棟にあつては、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者の割合	病棟	レセプト情報による方法(カ)にあつては、フアイル等に記録する方法

八 救急医療の実施状況 イ 院内トリージ実施料の算定件数 ロ 夜間休日救急搬送医学管理料の算定件数 ハ 精神科疾患患者等受入加算の算定件数 ニ 救急医療管理加算 1 及び 2 の算定件数 ホ 在宅患者緊急入院診療加算の算定件数 ヘ 救急搬送患者地域連携紹介加算の算定件数 ト 地域連携診療計画管理料の算定件数 チ 救命のための気管内挿管の実施件数 リ 体表面ベージング法又は食道ベージング法の実施件数 ヌ 非開胸的心マッサージの実施件数 ル カウンターショックの実施件数 ヲ 心臓穿刺の実施件数 ワ 食道圧迫止血チューブ挿入法の実施件数 カ 休日又は夜間に受診した患者の数のうち診察後、直ちに入院となった患者の数のうち救急車の受入件数	病棟(カからタまでにあつては、病棟又は診療所)	レセプト情報による方法(カからタまでにあつては、フアイル等に記録する方法)
九 急性期を経過した患者及び在宅復帰に対する支援の状況 イ 退院調整加算 1 及び 2 の算定件数 ロ 救急・在宅等支援病床初期加算及び救急・在宅等支援療養病床初期加算の算定件数 ハ 救急搬送患者地域連携受入加算の算定件数 ニ 地域連携診療計画退院時指導料(Ⅰ)の算定件数 ホ 退院時共同指導料 2 の算定件数 ヘ 介護支援連携指導料の算定件数 ト 退院時リハビリテーション指導料の算定件数 チ 退院前訪問指導料の算定件数 十 重症患者に対する治療等の実施状況 イ 中心静脈注射の実施件数 ロ 呼吸心拍監視の実施件数 ハ 酸素吸入の実施件数	病棟	レセプト情報による方法

二 一日当たりの観血的動脈圧測定の実施件数 ホ ドレーン法及び胸腔又は腹腔洗浄の実施件数 ヘ 一日当たりの人工呼吸の実施件数 ト 人工腎臓又は腹膜灌流の実施件数 チ 経管栄養カテーテル交換法の実施件数	十一 疾患に応じたりハビリティテーション及び早期のリハビリテーションの状況 イ 疾患別リハビリテーション料の算定件数 ロ 早期リハビリテーション加算の算定件数 ハ 初期加算の算定件数 ニ 摂食機能療法の実施件数 ホ リハビリテーション充実加算の算定件数 ヘ 体制強化加算の算定件数 ト 休日リハビリテーション提供体制加算の算定件数 チ 入院時訪問指導加算の算定件数 リ リハビリテーションの提供を必要とする状態にある患者の割合 ヌ ショーンについて算定する入院患者一人当たりの平均単位数 ル 一年間における退院患者数の合計 ヲ 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している病棟にあつては、その患者のうち入院時の日常生活機能評価(基本診療料の施設基準等(平成二十九年厚生労働省告示第六十二号)第九の十の(2)又は同(3)の日常生機能の評価をいう。以下において同じ。)が十以上であつた者の数 ワ 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している病棟にあつては、その患者のうち入院時の日常生活機能評価(基本診療料の施設基準等(平成二十九年厚生労働省告示第六十二号)第九の十の(2)又は同(3)の日常生機能の評価をいう。以下において同じ。)が十以上であつた者の数 テ ショーン病棟入院料2又は3を算定している病棟にあつては、三点以上)改善していた者の数
	病棟 レセプト情報による方法 (リからワまでに記述する は、ファイル等に記録する 方法)

附 則
 当分の間、第一欄第五号、第六号(リに係る部分を除く。)、第七号(カに係る部分を除く。)、第八号(カからタまでに係る部分を除く。)、第九号、第十号、第十一号(リからワまでに係る部分を除く。)、第十二号、第十三号及び第十四号(二に係る部分に限る。)に掲げる報告内容に係る第二欄に掲げる報告単位については、同欄中「病棟」とあるのは、「病院又は診療所」とする。

十二 長期療養患者の受入状況 イ 療養病棟入院基本料1及び2の算定件数 ロ 褥瘡評価実施加算の算定件数 ハ 褥瘡評価実施加算の実施件数 ニ 重症皮膚潰瘍管理加算の算定件数	十三 重度の障害者等の受入状況 イ 難病等特別入院診療加算の算定件数 ロ 特殊疾患入院施設管理加算の算定件数 ハ 超重症児(者)入院診療加算及び準超重症児(者)入院診療加算の算定件数 ニ 強度行動障害入院医療管理加算の算定件数	十四 病床を有する診療所の機能 イ 往診を行った患者の数 ロ 訪問診療の実施回数 ハ 診療所内及び診療所外での看取りの数 ニ 有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料の算定件数 ホ 病状が急変した患者の入棟件数 ヘ 過去一年間の新規入棟患者のうち、他の急性期医療を行う病院から受入れを行った患者の割合 ト 病床を有する診療所の役割
病棟	病棟	病棟
レセプト情報による方法	レセプト情報による方法	ファイル等に記録する方法 (二にあつては、レセプト情報による方法)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 新旧対照条文 目次

○ 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（抄）（第一条関係）	1
○ 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百六十三号）（抄）	4
○ （第二条関係）	4
○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（抄）（第三条関係）	5
○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（第四条関係）	6

改 正 案	現 行
（法の適用に関する特例） 第一条（略） 第二条（略） 第三条（略） 2 刑事施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院又は入国者収容所若しくは地方入国管理局の中に設けられた病院又は診療所については、法第六条の三、第十四条の二第一項第一号及び第二号並びに第三十条の十二の規定は、適用しない。 3 皇室用財産である病院又は診療所については、法第三十条の十二の規定は、適用しない。 （基準病床数の算定の特例） 第五条の二（略） 2 法第三十条の四第六項の規定により、同条第二項第十二号に規定する基準病床数（以下「基準病床数」という。）に関する同条第五項に規定する基準（以下「算定基準」という。）によらないこととする場合の基準病床数は、厚生労働省令で定めるところにより、算定基準に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数又は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数とする。	（法の適用に関する特例） 第一条（略） 第二条（略） 第三条（略） 2 刑事施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院又は入国者収容所若しくは地方入国管理局の中に設けられた病院又は診療所については、法第六条の三並びに第十四条の二第一項第一号及び第二号の規定は適用しない。 （新設） （基準病床数の算定の特例） 第五条の二（略） 2 法第三十条の四第六項の規定により、同条第二項第十一号に規定する基準病床数（以下「基準病床数」という。）に関する同条第五項に規定する基準（以下「算定基準」という。）によらないこととする場合の基準病床数は、厚生労働省令で定めるところにより、算定基準に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数又は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数とする。

第五条の三 (略)

第五条の四 (略)

(登記の届出)

第五条の十二 医療法人が、組合等登記令(昭和三十九年政令第二十九号)の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、登記事項が法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第五項の規定による都道府県知事の認可に係る事項に該当するときは、登記の年月日を届け出るものとする。

(書類の保存期間)

第五条の十四 (略)

第五条の十五 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係る第五条の五及び前三条の規定の適用については、第五条の五中「法第四十二条の二第一項」とあるのは「法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第四十二条の二第一項」と、「当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第五条の十二中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、「法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第五項」とあるのは「法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第五項」と、前二条中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」とする。

第五条の三 (略)

第五条の四 (略)

(登記の届出)

第五条の十二 医療法人が、組合等登記令(昭和三十九年政令第二十九号)の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、登記事項が法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第四項の規定による都道府県知事の認可に係る事項に該当するときは、登記の年月日を届け出るものとする。

(書類の保存期間)

第五条の十四 (略)

第五条の十五 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係る第五条の五及び前三条の規定の適用については、第五条の五中「法第四十二条の二第一項」とあるのは「法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第四十二条の二第一項」と、「当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第五条の十二中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、「法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第四項」とあるのは「法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第四項」と、前二条中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」とする。

○ 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百六十三号）（抄）
 （第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行令 （法第二条第四号イ又はロの政令で定める医業又は歯科医業） 第一条 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号イ又はロの政令で定める医業又は歯科医業は、処方せんの交付とする。 （手数料） 第二条 法第三条第九項（法第二十一条の七第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める手数料の額は、一万五千三百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあっては、一万五千円）とする。	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行令 （法第二条第四号イ又はロの政令で定める医業又は歯科医業） 第一条 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号イ又はロの政令で定める医業又は歯科医業は、処方せんの交付とする。 （手数料） 第二条 法第三条第八項の政令で定める手数料の額は、一万五千三百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあっては、一万五千円）とする。

○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（抄）
 （第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。 一〇二百八十六の二（略） 二百八十七 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号） 二百八十八〇四百三十六（略）	公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。 一〇二百八十六の二（略） 二百八十七 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号） 二百八十八〇四百三十六（略）

○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）
（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（地域医療計画課の所掌事務） 第三十三条 地域医療計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 九 （略） 十 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）の規定による外国看護師等（外国において救急救命士に相当する資格を有する者に限る。）の臨床修練に関すること。 十一 （略） （医事課の所掌事務） 第三十五条 医事課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 二 （略） 三 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の規定による外国医師及び外国看護師等（外国において診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士又は言語聴覚士に相当する資格を有する者に限る。）の臨床修練並びに外国医師の臨床教授等に関すること。 四 五 （略） （歯科保健課の所掌事務） 第三十六条 歯科保健課は、次に掲げる事務をつかさどる。	（地域医療計画課の所掌事務） 第三十三条 地域医療計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 九 （略） （新設） 十 （略） （医事課の所掌事務） 第三十五条 医事課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 二 （略） 三 外国医師の臨床修練に関すること。 四 五 （略） （歯科保健課の所掌事務） 第三十六条 歯科保健課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の規定による外国歯科医師及び外国看護師等（外国において歯科衛生士又は歯科技工士に相当する資格を有する者に限る。）の臨床修練並びに外国歯科医師の臨床教授等に関すること。

四 (略)

(看護課の所掌事務)

第三十七条 看護課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の規定による外国看護師等（外国において助産師又は看護師に相当する資格を有する者に限る。）の臨床修練に関すること。

四 (略)

一・二 (略)

三 外国歯科医師の臨床修練に関すること。

四 (略)

(看護課の所掌事務)

第三十七条 看護課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(新設)

三 (略)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係
省令の整備に関する省令 新旧対照条文 目次

○ 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）（抄）（第一条関係）	1
○ 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十七号）（抄）（第二条関係）	14
○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）（抄）（第三条関係）	24
○ 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）（抄）（第四条関係）	25
○ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成二十二年厚生労働省令第三十八号）（抄）（第五条関係）	26
○ 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）（抄）（第六条関係）	27

○ 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条） 第二章の二 医療に関する選択の支援等（第一条の二―第一条の十） 第三章の三 医療の安全の確保（第一条の十一―第一条の十三） 第四章の四 病院、診療所及び助産所の開設（第一条の十四―第七条） 第二章の四 略（略） 第四章の二 基本方針（第三十条の二十七の二） 第四章の二の二 医療計画（第三十条の二十八―第三十条の三十） 第四章の二の三 地域における病床の機能の分化及び連携の推進（第三十条の三十三の二―第三十条の三十三の七） 第四章の三 医療従事者の確保等に関する施策等（第三十条の三十三の八―第三十条の三十三の十） 第五章・第六章（略） 附則 第一章 総則 第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第一条の二第二項の厚生労働省令で定める場所は、次のとお	目次 （新設） 第一章 医療に関する選択の支援等（第一条―第一条の十） 第二章の二 医療の安全の確保（第一条の十一―第一条の十三） 第三章の三 病院、診療所及び助産所の開設（第一条の十四―第七条） 第二章の四 略（略） （新設） 第四章の二 医療計画（第三十条の二十八―第三十条の三十三） （新設） 第四章の三 医療従事者の確保等に関する施策等（第三十条の三十三の二） 第五章・第六章（略） 附則 （新設） （新設）

りとする。

- 一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム
- 二 老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム
- 三 老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム
- 四 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム
- 五 前各号に掲げる場所のほか、医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であつて、法第一条の二第二項に規定する医療提供施設以外の場所

第一章の二 医療に関する選択の支援等

第一条の二 法第六条の三第一項の規定による都道府県知事への報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 (略)

第一条の二の二 (略)

第一章の三 医療の安全の確保

第一章の四 病院、診療所及び助産所の開設

第九条の二十 特定機能病院の管理者は、次に掲げるところにより、法第十六条の三第一項各号に掲げる事項を行わなければならない。

一五 (略)

第一章 医療に関する選択の支援等

第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第六条の三第一項の規定による都道府県知事への報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 (略)

第一条の二 (略)

第一章の三 医療の安全の確保

第一章の四 病院、診療所及び助産所の開設

第九条の二十 特定機能病院の管理者は、次に掲げるところにより、法第十六条の三第一項各号に掲げる事項を行わなければならない。

一五 (略)

六 (略)

イ・ロ (略)

(削除)

七 (略)

2 (略)

第四章の二 基本方針

(厚生労働大臣による情報提供の求め)

第三十条の二十七の二 厚生労働大臣は、法第三十条の三の二の規定により、法第三十条の十二第一項に規定する病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、第三十条の三十三の六第二項に規定する受託者(以下この条において「受託者」という。)を経由して、同項に規定するファイル等に記録する方法又は同条第三項に規定するレセプト情報による方法により受託者に報告された情報の提供を求めるものとする。

第四章の二の二 医療計画

(特殊な医療)

第三十条の二十八の二 法第三十条の四第二項第十一号に規定する特殊な医療は、特殊な診断又は治療を必要とする医療であつて次の各号のいずれかに該当するものとする。

一、四 (略)

(区域の設定に関する基準)

第三十条の二十九 法第三十条の四第五項に規定する区域の設定に

六 (略)

イ・ロ (略)

ハ ロに規定する年次計画を作成するに当たつては、おおむね五年間に百分の十紹介率を高める内容のものとする。

七 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

第四章の二 医療計画

(特殊な医療)

第三十条の二十八の二 法第三十条の四第二項第十号に規定する特殊な医療は、特殊な診断又は治療を必要とする医療であつて次の各号のいずれかに該当するものとする。

一、四 (略)

(区域の設定に関する基準)

第三十条の二十九 法第三十条の四第五項に規定する区域の設定に

関する基準は、次のとおりとする。

一 法第三十条の四第二項第十号に規定する区域については、地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院及び診療所における入院に係る医療（前条に規定する特殊な医療並びに療養病床及び一般病床以外の病床に係る医療を除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定すること。

二 法第三十条の四第二項第十一号に規定する区域については、都道府県の区域を単位として設定すること。ただし、当該都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の当該区域を設定し、また、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県の区域にわたる区域を設定することができる。

（基準病床数の算定）

第三十条の三十 法第三十条の四第二項第十二号に規定する基準病床数（以下「基準病床数」という。）は、次の各号に定める区分ごとに当該各号に定める数とする。

一 四 （略）

第四章の二の三

地域における病床の機能の分化及び連携の推進

（病床の機能の区分）

第三十条の三十三の二 法第三十条の十二第一項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げるとおりとし、その定義は当該各

関する基準は、次のとおりとする。

一 法第三十条の四第二項第九号に規定する区域については、地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院及び診療所における入院に係る医療（前条に規定する特殊な医療並びに療養病床及び一般病床以外の病床に係る医療を除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定すること。

二 法第三十条の四第二項第十号に規定する区域については、都道府県の区域を単位として設定すること。ただし、当該都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の当該区域を設定し、また、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県の区域にわたる区域を設定することができる。

（基準病床数の算定）

第三十条の三十 法第三十条の四第二項第十一号に規定する基準病床数（以下「基準病床数」という。）は、次の各号に定める区分ごとに当該各号に定める数とする。

一 四 （略）

（新設）

（新設）

号に定めるとおりとする。

一 高度急性期機能 急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、診療密度の特に高い医療を提供するもの

二 急性期機能 急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、医療を提供するもの（前号に該当するものを除く。）

三 回復期機能 急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた医療又はリハビリテーションの提供を行うもの（急性期を経過した脳血管疾患、大腿骨頸部骨折その他の疾患の患者に対し、ADL（日常生活における基本的動作を行う能力をいう。）の向上及び在宅復帰を目的としたリハビリテーションの提供を集中的に行うものを含む。）

四 慢性期機能 長期にわたり療養が必要な患者（長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む。）、筋ジストロフィー患者、難病患者その他の疾患の患者を含む。）を入院させるもの

（法第三十条の十二第一項第一号の厚生労働省令で定める日）

第三十条の三十三の三 法第三十条の十二第一項第一号の厚生労働省令で定める日は、同項の規定による報告（第三十条の三十三の六において「病床機能報告」という。）を行う日の属する年の七月一日とする。

（法第三十条の十二第一項第二号の厚生労働省令で定める期間）

第三十条の三十三の四 法第三十条の十二第一項第二号の厚生労働省令で定める期間は、六年間とする。

（法第三十条の十二第一項第四号の厚生労働省令で定める報告事

（新設）

（新設）

項)

第三十条の三十三の五 法第三十条の十二第一項第四号の厚生労働省令で定める事項は、構造設備及び人員の配置その他必要な事項とする。

(報告方法)

第三十条の三十三の六 病床機能報告は、厚生労働大臣が定めるところにより、次に掲げる方法により、一年に一回、十月一日から同月三十一日までに行うものとする。

一 ファイル等に記録する方法

二 レセプト情報による方法

2 前項第一号の「ファイル等に記録する方法」とは、厚生労働大臣の委託を受けて病床機能報告の内容その他の必要な情報について管理及び集計を行う者（以下この項及び次項において「受託者」という。）を経由する方法（この場合における受託者への報告は、次のイからハまでに掲げる方法により行うものとする。）をいう。

イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

ハ 書面を交付する方法

3 第一項第二号の「レセプト情報による方法」とは、受託者を経由する方法（この場合における受託者への報告は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年

(新設)

厚生省令第三十六号) 第五条第一項に規定するレセプトコンピュータに記録されている情報について、同令第一条第一項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百十九号) 第五条第三項の規定による方法を活用して行われるものとする。)をいう。

(報告事項の変更)

第三十条の三十三の七 法第三十条の十二第二項の厚生労働省令で定めるときは、同条第一項に規定する病床機能報告対象病院等の管理者が、地域における医療の需要の実情その他の実情を踏まえ、同項の規定により報告した基準日後病床機能と異なる病床の機能区分に係る医療の提供が必要と判断したときとする。

2 法第三十条の十二第二項の規定による報告は、前条第一項の規定により厚生労働大臣が定める方法により行うものとする。

第四章の三 医療従事者の確保等に関する施策等

第三十条の三十三の八 法第三十条の十五第二項の厚生労働省令で定める者は、同条第一項各号に掲げる事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めた者とする。

第三十条の三十三の九 法第三十条の十七第一項第八号に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一五 (略)

2 都道府県は、法第三十条の十七第一項の規定により、当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関する必要な施策として、医師派遣(一の病院又は診療所において、当該病院又は診療所に所属する医師以外の医師(以下この項及び次項に

(新設)

第四章の三 医療従事者の確保等に関する施策等

(新設)

第三十条の三十三の二 法第三十条の十二第一項第八号に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一五 (略)

2 都道府県は、法第三十条の十二第一項の規定により、当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関する必要な施策として、医師派遣(一の病院又は診療所において、当該病院又は診療所に所属する医師以外の医師(以下この項及び次項に

において「他の医師」という。）を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）次条において「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者として診療に従事させることをいう。）に關することを定めようとするときは、病院又は診療所の開設者が行うものを定めるものとする。

3 前項に規定する一の病院又は診療所において他の医師を診療に従事させるに当たつては、法第三十条の十七第一項に規定する協議を経るものとする。

第三十条の三十三の十 法第三十条の十九第三項の厚生労働省令で定める者は、同項に規定する地域医療支援事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めた者とする。ただし、医師についての職業紹介事業の事務を委託する場合にあつては職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十条第一項又は第三十三条第一項の許可を受けて職業紹介事業を行う者に限り、医業についての労働者派遣事業の事務を委託する場合にあつては労働者派遣法第五条第一項の許可を受け、又は同法第十六条第一項の規定により届出書を提出して労働者派遣事業を行う者に限る。

第三十五条 法第五十七条第五項の規定により、合併の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一八（略）

2 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人である場合であつて、前項第五号の合併後存続する医療法人の定款において残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けるときは、法

において「他の医師」という。）を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者として診療に従事させることをいう。）に關することを定めようとするときは、病院又は診療所の開設者が行うものを定めるものとする。

3 前項に規定する一の病院又は診療所において他の医師を診療に従事させるに当たつては、法第三十条の十二第一項に規定する協議を経るものとする。

（新設）

第三十五条 法第五十七条第四項の規定により、合併の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一八（略）

2 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人である場合であつて、前項第五号の合併後存続する医療法人の定款又は寄附行為において残余財産の帰属すべき者に関する規定を設け

第四十四条第五項の規定にかかわらず、同項に規定する者以外の者を規定することができる。

附則

第五十一条 精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び次条において同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換（当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行おうとして、平成二十四年三月三十一日までの間にその旨を開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該届出に係る病床（以下この条及び次条において「転換病床」という。）に係る病室に隣接する廊下については、当該転換が完了するまでの間（平成三十年三月三十一日までの間に限る。）は、第十六条第一項第十一号イ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

（移行計画の認定）

第五十六条 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号。以下「平成十八年改正法」という。）附則第十条の三第一項の規定により

るときは、法第四十四条第五項の規定にかかわらず、同項に規定する者以外の者を規定することができる。

附則

第五十一条 精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び次条において同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換（当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行おうとして、平成二十四年三月三十一日までの間にその旨を開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該届出に係る病床（以下この条及び次条において「転換病床」という。）に係る病室に隣接する廊下については、当該転換が完了するまでの間（平成三十年三月三十一日までの間に限る。）は、第十六条第一項第十一号イ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

（新設）

移行計画（同項に規定する移行計画をいう。以下同じ。）が適當である旨の認定を受けようとする経過措置医療法人（平成十八年改正法附則第十条の二に規定する経過措置医療法人をいう。）は、附則様式第一による移行計画認定申請書に移行計画を添付して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 移行計画は、附則様式第二によるものとする。

3 平成十八年改正法附則第十条の三第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 合併の見込み

二 出資者による持分の放棄又は払戻しの見込み

三 平成十八年改正法附則第十条の七の資金の融通のあつせんを受ける見込み

（移行計画に添付する書類）

第五十七条 平成十八年改正法附則第十条の三第三項第一号に掲げる定款には、同条第一項の認定を受ける旨を記載しなければならない。

2 平成十八年改正法附則第十条の三第三項第二号に規定する出資者名簿は、附則様式第三によるものとする。

3 平成十八年改正法附則第十条の三第三項第三号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 社員総会の議事録

二 直近の三会計年度（法第五十三条に規定する会計年度をいう。）に係る貸借対照表及び損益計算書

（移行計画の変更）

第五十八条 平成十八年改正法附則第十条の四第一項の規定により移行計画の変更の認定を受けようとする認定医療法人（同項に規

（新設）

（新設）

定する認定医療法人をいう。以下同じ。）は、附則様式第四による移行計画変更認定申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の移行計画変更認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 変更後の移行計画
- 二 変更前の移行計画の写し
- 三 平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けたことを証明する書類の写し
- 四 社員総会の議事録
- 五 その他参考となる書類

3 移行計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、平成十八年改正法附則第十条の四第一項の変更の認定を要しないものとする。

（移行計画の認定の取消し）

第五十九条 平成十八年改正法附則第十条の四第二項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けた日から三ヶ月以内に、当該認定を受けた旨の定款の変更について、法第五十条第一項の認可を受けなかったとき。

二 認定医療法人が合併以外の理由により解散したとき。

三 認定医療法人が合併により消滅したとき。

四 認定医療法人が不正の手段により移行計画の認定を受けたことが判明したとき。

五 認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の四第一項の規定に違反したとき。

六 認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

（新設）

(厚生労働大臣への報告)

第六十条 平成十八年改正法附則第十条の八の報告をしようとする認定医療法人は、次の各号に掲げる期間に係る附則様式第五による実施状況報告書を、当該各号に定める日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定（以下この号及び次号において「認定」という。）を受けた日から同日以後一年を経過する日までの期間 認定を受けた日から起算して一年三月を経過する日

二 認定を受けた日以後一年を経過する日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 認定を受けた日から起算して二年三月を経過する日

2 前項のほか、認定医療法人は、平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けた旨又は新医療法人（平成十八年改正法附則第十条の二に規定する新医療法人をいう。）へ移行する旨の定款の変更について、法第五十条第一項の認可を受けた場合にあつては、当該認可を受けた日から三月を経過する日までに、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、認定医療法人は、附則様式第五による実施状況報告書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

一 変更後の定款及び当該変更に係る新旧対照表

二 定款変更の認可書の写し

三 社員総会の議事録

3 前二項のほか、認定医療法人は、出資者による持分の放棄その他の処分があつた場合にあつては、当該処分のあつた日から三月を経過する日までに、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、認定医療法人は、附則様式第五によ

(新設)

る実施状況報告書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

一 出資者名簿

二 附則様式第六による出資持分の状況報告書

三 その他持分の処分の詳細を明らかにする書類

4 前項の場合において、出資者による持分の放棄があつたときは、認定医療法人は、前項各号の書類に加えて、附則様式第七による出資持分の放棄申出書も添付しなければならない。

附則様式第一（附則第五十六条第一項関係）

※別紙1参照

附則様式第二（附則第五十六条第二項関係）

※別紙2参照

附則様式第三（附則第五十七条第二項関係）

※別紙3参照

附則様式第四（附則第五十八条第一項関係）

※別紙4参照

附則様式第五（附則第六十条第一項から第三項まで関係）

※別紙5参照

附則様式第六（附則第六十条第三項第二号関係）

※別紙6参照

附則様式第七（附則第六十条第四項関係）

※別紙7参照

別表第一（第一条の二関係）

（略）

別表第一（第一条関係）

（略）

○ 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十七号）（抄）
（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則 目次 第一章 総則（第一条—第三条） 第二章 臨床修練及び臨床教授等（第四条—第十一条） 第三章 雑則（第十二条） 附則 第一章 総則 （病院等の指定等） 第一条 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号。以下「法」という。）第二条第五号の規定による病院又は診療所の指定及び同条第十三号の規定による病院の指定は、当該病院又は診療所の開設者（国の開設する病院にあつては、主務大臣）の同意を得て行うものとする。 2 法第二条第五号の厚生労働省令で定める診療所は、同号の規定により指定を受けた病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所とする。 3 法第二条第十三号の厚生労働省令で定める病院は、次に掲げる	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則 （新設） （病院の指定） 第一条 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号。以下「法」という。）第二条第四号の規定による病院の指定は、当該病院の開設者（国の開設する病院にあつては、主務大臣）の同意を得て行うものとする。 （新設） （新設） （新設）

病院とする。

一 医学又は歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院

二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の二第一項の規定により特定機能病院と称することについての承認を受けた病院

三 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センター

四 法第二十三条の規定により指定を受けた病院との間で緊密な連携体制が確保された病院

4 第二項の診療所が法第五条の規定による指定を受ける場合又は前項第四号の病院が法第十三号の規定による指定を受ける場合には、緊密な連携体制を確保する病院の管理者の同意書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（指定の取消）

第二条 厚生労働大臣は、法第五条に規定する臨床修練病院等（以下「臨床修練病院等」という。）又は同条第十三号に規定する臨床教授等病院（以下「臨床教授等病院」という。）が、同条第四号に規定する臨床修練（以下「臨床修練」という。）又は同条第十二号に規定する臨床教授等（以下「臨床教授等」という。）を行わせるのに必要な条件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

（報告）

第三条 臨床修練病院等及び臨床教授等病院の長は、毎年四月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間の臨床修練又は臨床教授等の実施状況を厚生労働大臣に報告しなければならない。

（新設）

（指定の取消）

第二条 厚生労働大臣は、法第四条の規定により指定した病院（以下「指定病院」という。）が、臨床修練を行わせるのに必要な条件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

（報告）

第三条 指定病院の長は、毎年四月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間の臨床修練の実施状況を厚生労働大臣に報告しなければならない。

第二章 臨床修練及び臨床教授等

(臨床修練の許可の申請手続等)

第四条 (略)

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 旅券の写し、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。次条第二項第一号において同じ。）その他の身分を証する書類の写し

二・三 (略)

(削除)

- 四 患者に与えた損害を賠償する能力を前項に規定する者又は臨床修練病院等の開設者が有することを証する書類

五 (略)

- 六 臨床修練を行おうとする臨床修練病院等の名称並びに臨床修練病院等ごとの臨床修練の分野、期間及び指導監督を受けようとする臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者（以下「臨床修練指導医等」という。）の氏名を記載した臨床修練計画書。ただし、許可の申請に係る資格の区分が救急救命士である場合には、重度傷病者（法第二条第四号に規定する重度傷病者をいう。次号において同じ。）を搬送する臨床修練病院等の名称、救急用自動車等（同号に規定する救急用自動車等をいう。次号において同じ。）の所有者の氏名、臨床修練の期間及び指導監督を受けようとする臨床修練指導者の氏名を記載した臨床修練計画書。

- 七 臨床修練を行おうとする臨床修練病院等の長及び指導監督を

(新設)

(許可の申請手続等)

第四条 (略)

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 旅券の写し、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）その他の身分を証する書類の写し

二・三 (略)

- 四 日本語又は次条に定める外国語を理解し、使用する能力を証する書類

- 五 患者に与えた損害を賠償する能力を有することを証する書類

六 (略)

- 七 臨床修練を行おうとする病院の名称並びに病院ごとの臨床修練の分野、期間及び指導監督を受けようとする臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者（以下「臨床修練指導医等」という。）の氏名を記載した臨床修練計画書。ただし、許可の申請に係る資格の区分が救急救命士である場合には、重度傷病者（法第二条第四号に規定する重度傷病者をいう。次号において同じ。）を搬送する指定病院の名称、救急用自動車等（同号に規定する救急用自動車等をいう。次号において同じ。）の所有者の氏名、臨床修練の期間及び指導監督を受けようとする臨床修練指導者の氏名を記載した臨床修練計画書。

- 八 臨床修練を行おうとする病院の長及び指導監督を受けようと

受けようとする臨床修練指導医等の承諾書。ただし、許可の申請に係る資格の区分が救急救命士である場合には、重度傷病者を搬送する臨床修練病院等の長、救急用自動車等の所有者及び指導監督を受けようとする臨床修練指導者の承諾書。

八 (略)

3 (略)

4 臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等（以下「臨床修練外国医師等」という。）は、臨床修練計画書に記載した事項に変更を生じたときは、直ちに変更後の臨床修練に係る第二項第七号の承諾書を添えて届け出なければならない。

（臨床教授等の許可の申請手続等）

第五条 法第二十一条の三第一項の規定により臨床教授等の許可を受けようとする者は、様式第一号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 旅券の写し、住民票の写しその他の身分を証する書類の写し
二 外国において医師又は歯科医師に相当する資格を有することを証する書面の写し

三 外国において医師又は歯科医師に相当する資格を取得した後、十年以上、診療に従事したことを明らかにする書類

四 臨床教授等を行うのに必要な医学又は歯科医学に関する知識及び技能を有することを証する書類

五 患者に与えた損害を賠償する能力を前項に規定する者又は臨床教授等病院の開設者が有することを証する書類

六 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないか

する臨床修練指導医等の承諾書。ただし、許可の申請に係る資格の区分が救急救命士である場合には、重度傷病者を搬送する指定病院の長、救急用自動車等の所有者及び指導監督を受けようとする臨床修練指導者の承諾書。

九 (略)

3 (略)

4 臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等（以下「臨床修練外国医師等」という。）は、臨床修練計画書に記載した事項に変更を生じたときは、直ちに変更後の臨床修練に係る第二項第八号の承諾書を添えて届け出なければならない。

（法第三条第二項第四号の厚生労働省令で定める外国語）

第五条 法第三条第二項第四号（法第八条第二号において引用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める外国語は、中国語、フランス語、ロシア語、英語、スペイン語又はドイツ語とする。

2 臨床修練の許可を受けようとする者に係る前項の外国語については、指導監督を受けようとする臨床修練指導医等が臨床修練を実地に指導監督するのに支障のない程度に理解し、使用する能力を有するものでなければならない。

に関する事項を記載した医師（外国において医師に相当する資格を有する者を含む。）の診断書（前項に規定する者が自ら作成したものを除く。）

七 臨床教授等を行うとする臨床教授等病院の名称並びに臨床教授等病院ごとの臨床教授等の分野、期間及び受入れに関する業務を統括管理する臨床教授等責任者の氏名を記載した臨床教授等計画書

八 臨床教授等を行うとする臨床教授等病院の長及び受入れに関する業務を統括管理する臨床教授等責任者の承諾書

九 許可証用写真一葉

三 第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

四 臨床教授等外国医師又は臨床教授等外国歯科医師（以下「臨床教授等外国医師等」という。）は、臨床教授等計画書に記載した事項に変更が生じたときは、直ちに変更後の臨床教授等に係る第二項第八号の承諾書を添えて届け出なければならない。

（法第三条第二項第一号ロ及び第二十一条の三第二項第一号ロの厚生労働省令で定める者）

第五条の二 法第三条第二項第一号ロ及び第二十一条の三第二項第一号ロの厚生労働省令で定める者は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項の規定により証明書が交付されている者とする。

（臨床修練の許可の有効期間に係る更新の申請手続）

第五条の三 法第三条第六項の規定により許可の有効期間の更新を申請しようとする者は、様式第二号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 第四条第二項第一号、第四号及び第六号から第八号までに掲げる書類

二 法第四条第一項の臨床修練許可証（第六条及び第七条第一項において「臨床修練許可証」という。）

三 有効期間を更新することについて正当な理由があることを明らかにすることができる書類

3 第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

（臨床教授等の許可の有効期間に係る更新の申請手続）

第五条の四 法第二十一条の七第一項において読み替えて準用する法第三条第六項の規定により許可の有効期間の更新を申請しようとする者は、様式第二号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 第五条第二項第一号、第五号及び第七号から第九号までに掲げる書類

二 法第二十一条の七第一項において読み替えて準用する法第四条第一項の臨床教授等許可証（次条及び第七条第一項において「臨床教授等許可証」という。）

三 有効期間を更新することについて正当な理由があることを明らかにすることができる書類

3 第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

（許可証の様式）

第六条 臨床修練許可証及び臨床教授等許可証は、様式第三号によ

（新設）

（許可証の様式）

第六条 法第四条第一項の臨床修練許可証（以下「許可証」という

るものとする。

(許可証の書換え交付)

第七条 臨床修練外国医師等又は臨床教授等外国医師等は、臨床修練許可証又は臨床教授等許可証(以下「許可証」という。)の記載事項に変更を生じたときは、許可証の書換え交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、様式第四号による書換え交付申請書に許可証及び許可証用写真一葉を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(許可証の再交付)

第八条 臨床修練外国医師等又は臨床教授等外国医師等は、許可証を破り、汚し、又は失つたときは、許可証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、様式第五号による再交付申請書に許可証用写真一葉を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 許可証を破り、又は汚した臨床修練外国医師等又は臨床教授等外国医師等が第一項の申請をするときは、申請書にその許可証を添えなければならない。

4 臨床修練外国医師等又は臨床教授等外国医師等は、許可証の再交付を受けた後、失つた許可証を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣に返納しなければならない。

(許可証の着用)

第九条 臨床修練外国医師等又は臨床教授等外国医師等は、臨床修練又は臨床教授等を行うときは、許可証を見やすい位置に着用し

。は、様式第二号によるものとする。

(許可証の書換え交付)

第七条 臨床修練外国医師等は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、許可証の書換え交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、様式第三号による書換え交付申請書に許可証及び許可証用写真一葉を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(許可証の再交付)

第八条 臨床修練外国医師等は、許可証を破り、汚し、又は失つたときは、許可証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、様式第四号による再交付申請書に許可証用写真一葉を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 許可証を破り、又は汚した臨床修練外国医師等が第一項の申請をするときは、申請書にその許可証を添えなければならない。

4 臨床修練外国医師等は、許可証の再交付を受けた後、失つた許可証を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣に返納しなければならない。

(許可証の着用)

第九条 臨床修練外国医師等は、臨床修練を行うときは、許可証を見やすい位置に着用しなければならない。

なければならぬ。

(総括臨床修練指導医等及び総括臨床教授等責任者)

第十条 臨床修練病院等の長は、当該臨床修練病院等における臨床修練の円滑な実施を図るため必要があるときは、臨床修練指導医等のうちから一人を総括臨床修練指導医若しくは総括臨床修練指導歯科医又は総括臨床修練指導者として選任するものとする。

2 臨床教授等病院の長は、当該臨床教授等病院における臨床教授等の円滑な実施を図るため必要があるときは、臨床教授等責任者のうちから一人を総括臨床教授等責任者として選任するものとする。

(臨床修練証明書)

第十一条 臨床修練外国医師等は、様式第六号により、臨床修練病院等の長及び厚生労働大臣に対し、当該臨床修練外国医師等が法に基づき臨床修練を行った旨の証明を求めることができる。

第三章 雑則

(期限の特例)

第十二条 第八条第四項に規定する返納の期限が行政機関の休日に關する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項に規定する行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をも

(認定の申請手続等)

第十条 法第八条の規定により臨床修練指導医等として認定を受けようとする者は、様式第五号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 医学若しくは歯科医学に関する専門的な知識及び技能又は法第二条第四号ハからヨまでに定める業に関する専門的な知識及び技能を有することを証する書類

二 第五条に定める外国語を理解し、使用する能力を証する書類

三 外国医師若しくは外国歯科医師又は外国看護師等に対する指導の実績を証する書類

四 経歴書

五 戸籍謄本又は戸籍抄本

(認定証の交付)

第十一条 厚生労働大臣は、法第八条の規定による認定をしたときは、様式第六号による臨床修練指導医認定証若しくは臨床修練指導歯科医認定証又は臨床修練指導者認定証（以下「臨床修練指導医認定証等」という。）を交付するものとする。

(新設)

(認定証の返納)

第十二条 臨床修練指導医等は、法第十条の規定により認定を取り消されたときは、五日以内に、臨床修練指導医認定証等を厚生労働大臣に返納しなければならない。

つてその期限とみなす。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(準用)

第十三条 第七条及び第八条の規定は、臨床修練指導医認定証等の書換え交付及び再交付について準用する。この場合において、第七条第二項中「様式第三号」とあるのは「様式第七号」と、「及び許可証用写真一葉を添え」とあるのは「を添え」と、第八条第二項中「様式第四号」とあるのは「様式第八号」と、「再交付申請書に許可証用写真一葉を添え、これを」とあるのは「再交付申請書を」と読み替えるものとする。

(総括臨床修練指導医等)

第十四条 指定病院の長は、当該病院における臨床修練の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、臨床修練指導医等のうちから一人を総括臨床修練指導医若しくは総括臨床修練指導歯科医又は総括臨床修練指導者として選任するものとする。

(臨床修練証明書)

第十五条 臨床修練外国医師等は、様式第九号により、指定病院の長及び厚生労働大臣に対し、当該臨床修練外国医師等が法に基づき臨床修練を行った旨の証明を求めることができる。

(期限の特例)

第十六条 第八条第四項及び第十二条に規定する返納の期限が行政機関の休日に関する法律(昭和六十二年法律第九十一号)第一条第一項に規定する行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもつてその期限とみなす。

様式第一号	(第四条第一項及び第五条第一項関係)	※別紙1参照
様式第二号	(第五条の三第一項及び第五条の四第一項関係)	※別紙2参照
様式第三号	(第六条関係)	※別紙3参照
様式第四号	(第七条第二項関係)	※別紙4参照
様式第五号	(第八条第二項関係)	※別紙5参照
様式第六号	(第十一条関係)	※別紙6参照

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）（抄）
 （第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（令第二条第一項の厚生労働省令で定める場所等） 第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号。以下「令」という。）第二条第一項の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。 一 都道府県が医療法（昭和二十三年法律第二百五号）<u>第三十条</u>の十七第一項の協議を経て同項の必要な施策として地域における医療の確保のためには令第二条第一項第一号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認めた病院等（同号に規定する病院等をいう。次号において同じ。）であつて厚生労働大臣が定めるもの 二 （略） 2 （略）	（令第二条第一項の厚生労働省令で定める場所等） 第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号。以下「令」という。）第二条第一項の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。 一 都道府県が医療法（昭和二十三年法律第二百五号）<u>第三十条</u>の十二第一項の協議を経て同項の必要な施策として地域における医療の確保のためには令第二条第一項第一号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認めた病院等（同号に規定する病院等をいう。次号において同じ。）であつて厚生労働大臣が定めるもの 二 （略） 2 （略）

○ 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表第一（第三条及び第四条関係） 表二			別表第一（第三条及び第四条関係） 表二		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）	（略）	（略）	薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）	（略）	（略）
外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）	第十一条第一項及び第二十一条の六において準用する医師法第二十四条第二項及び歯科医師法第二十三条第二項の規定による診療録の保存		外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）	第十一条第一項において準用する医師法第二十四条第二項及び歯科医師法第二十三条第二項の規定による診療録の保存	
救急救命士法（平成三年法律第三十六号）	（略）	（略）	救急救命士法（平成三年法律第三十六号）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

○ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成二十二年厚生労働省令第三十八号）（抄）
（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（他の省令の準用） 第十八条 次の省令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇九 （略） 十一 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則第一条第一項 十一〇十三 （略） 2 （略）	（他の省令の準用） 第十八条 次の省令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇九 （略） 十一 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則第一条 十一〇十三 （略） 2 （略）

○ 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）（抄）
（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（試験免許室及び医師臨床研修推進室） 第十四条（略） 2 試験免許室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 （略） 二 外国医師等の臨床修練及び臨床教授等のための病院又は診療所の指定並びに臨床修練及び臨床教授等の許可に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。 3・4 （略）	（試験免許室及び医師臨床研修推進室） 第十四条（略） 2 試験免許室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 （略） 二 外国医師の臨床修練のための病院の指定、臨床修練の許可及び臨床修練指導医の認定に関すること。 3・4 （略）